

令和 6 年能登半島地震における 災害廃棄物処理対応について

令和 7 年 12 月 19 日

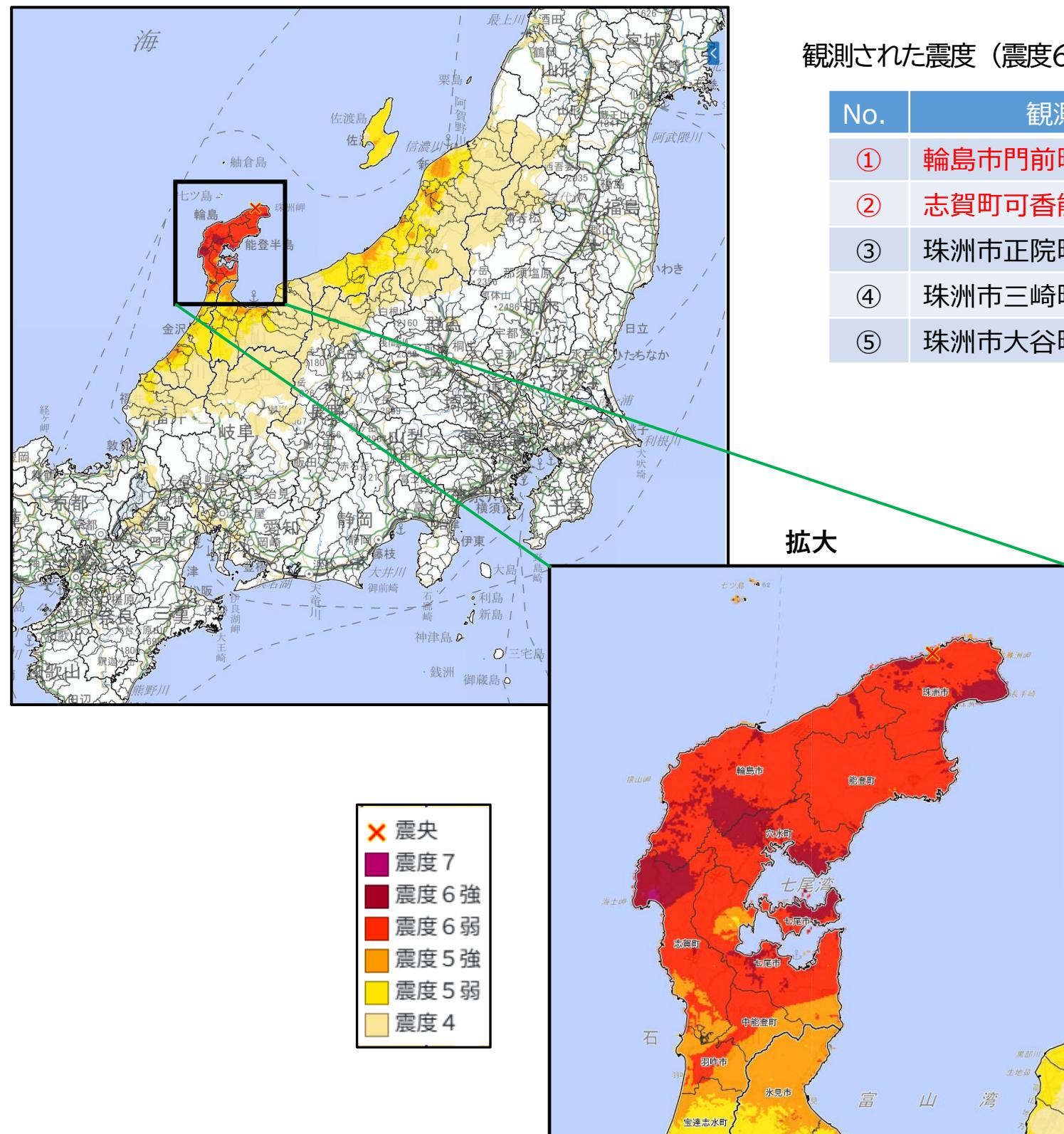


石川県生活環境部資源循環推進課

能登半島地震の 被害状況について

令和6年能登半島地震の概要

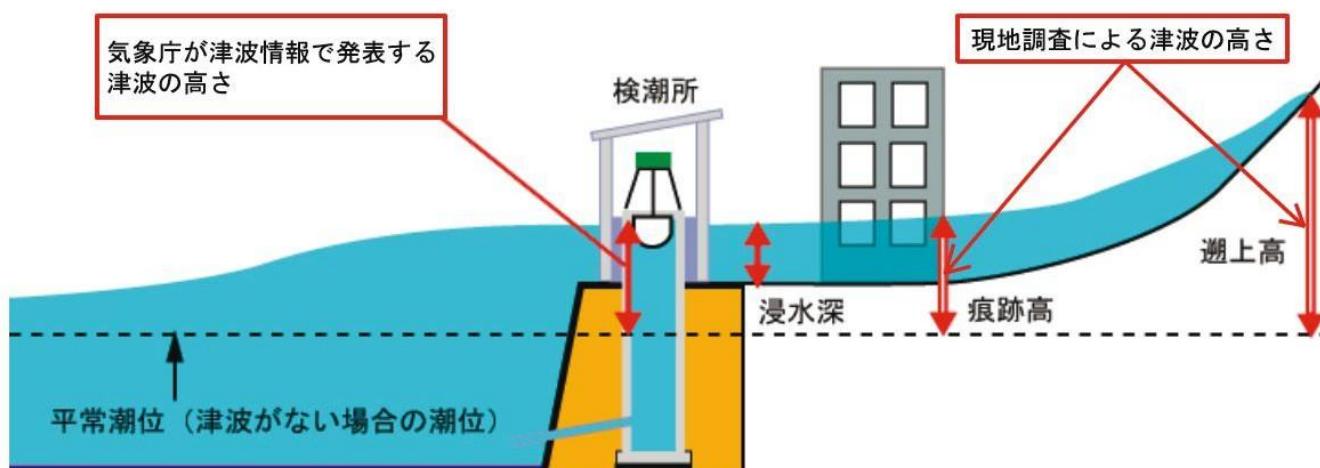
● 推計震度分布（気象庁）



令和6年能登半島地震の概要

● 津波の状況（気象庁による現地調査結果）

No.	調査地点名	推定した津波の高さ	津波高の種類
①	珠洲市 飯田港	4.3m	痕跡高
②	珠洲市 鵜飼漁港	2.7m	痕跡高
③	珠洲市 見附公園	2.9m	痕跡高
④	能登町 恋路海岸	1.7m	遡上高
⑤	能登町 松波漁港	3.1m	痕跡高
⑥	能登町 内浦総合運動公園	4.0m	痕跡高
⑦	能登町 白丸	4.7m	痕跡高
⑧	能登町 九十九湾	2.2m	痕跡高
⑨	能登町 宇出津港	1.3m	痕跡高
⑩	七尾市 鵜浦漁港	1.8m	痕跡高
⑪	七尾市 下佐々波漁港	2.2m	遡上高
⑫	輪島市 舳倉島漁港	2.9m	痕跡高



令和6年能登半島地震の被害状況

令和7年10月31日現在の状況

人的被害：死者 666名 行方不明者 2名 負傷者 1,277名 計 1,945名

住家被害：全壊 6,167棟 半壊 18,724棟 一部損壊 91,550棟 その他 11棟 計 116,452棟

非住家被害：公共建物 443棟 その他 38,029棟 計 38,472棟

市町名	人的被害(人)					住家被害(棟)						非住家被害(棟)		
	死者	行方 不明者	負傷者		小計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	小計	公共 建物	その他	
			重傷	軽傷										
金沢市	1	1		9	10	32	253	20382			20667		195	
七尾市	73	68	36	3	112	538	5088	11498			17124	14	5622	
小松市	1	1	1	1	3	1	80	11529			11610		62	
輪島市	236	135	2	215	303	756	2311	3971	4352		10634	199	11709	
珠洲市	183	86	50	202	435	1756	2108	1746			5610	71	6670	
加賀市						14	54	7121			7189			
羽咋市	5	4			7	12	62	488	3440		3990	61	569	
かほく市						9	248	3366			3623		237	
白山市	1	1			2	3			1801		1801			
能美市			1		1	1	13	3137			3151	9		
野々市市					1	1			1525		1525			
川北町								69			69			
津幡町			2		2	9	83	3511			3603		44	
内灘町	6	6	6		12	124	565	2337			3026	29	438	
志賀町	24	22	19	97	140	562	2470	4419	6	5	7462	6	3982	
宝達志水町						12	79	1790			1881		167	
中能登町	3	3	5	1	9	56	910	3378			4344	1	1649	
穴水町	55	35	33	225	313	387	1289	1647			3323	28	2475	
能登町	78	76	33	25	136	293	1025	4502			5820	25	4210	
計	666	438	2	401	876	1945	6167	18724	91550	6	5	116452	443	38029

令和6年能登半島地震における 災害廃棄物への対応について

令和6年能登半島地震における災害廃棄物への対応状況

被災市町や県では、災害廃棄物について、発災からこれまでの間の状況に応じて必要な対応を講じてきた。



被害状況、生活ごみ・避難所ごみの発生状況や、し尿処理状況の確認

- 生活ごみ・避難所ごみ、し尿の発生状況、施設の被災状況を確認

生活ごみ・避難所ごみ、し尿の回収、処理への対応

- 生活ごみ・避難所ごみ、し尿について、回収車両の手配、仮置場や処理先を確保
- 広域処理についての関係機関との調整（回収実施者、処理先との調整）

片付けごみ、解体ごみの発生状況の推計、今後の処理への対応

- 被害状況（推計含む）から災害廃棄物発生量を推計
- 災害廃棄物処理の基本方針、災害廃棄物処理実行計画の策定
- 公費解体に向けた準備、仮置場の設置

公費解体の実施、片付けごみ、解体ごみの処理への対応

- 災害報告書の作成、災害査定、災害廃棄物処理事業費補助金の交付申請
- 公費解体実施や仮置場管理等に関する進捗管理
- 広域処理への対応（県外への搬出：公共・民間 鉄道や船舶での輸送）
- 災害報告書の作成、災害査定、（必要に応じ、補助事業の変更協議）

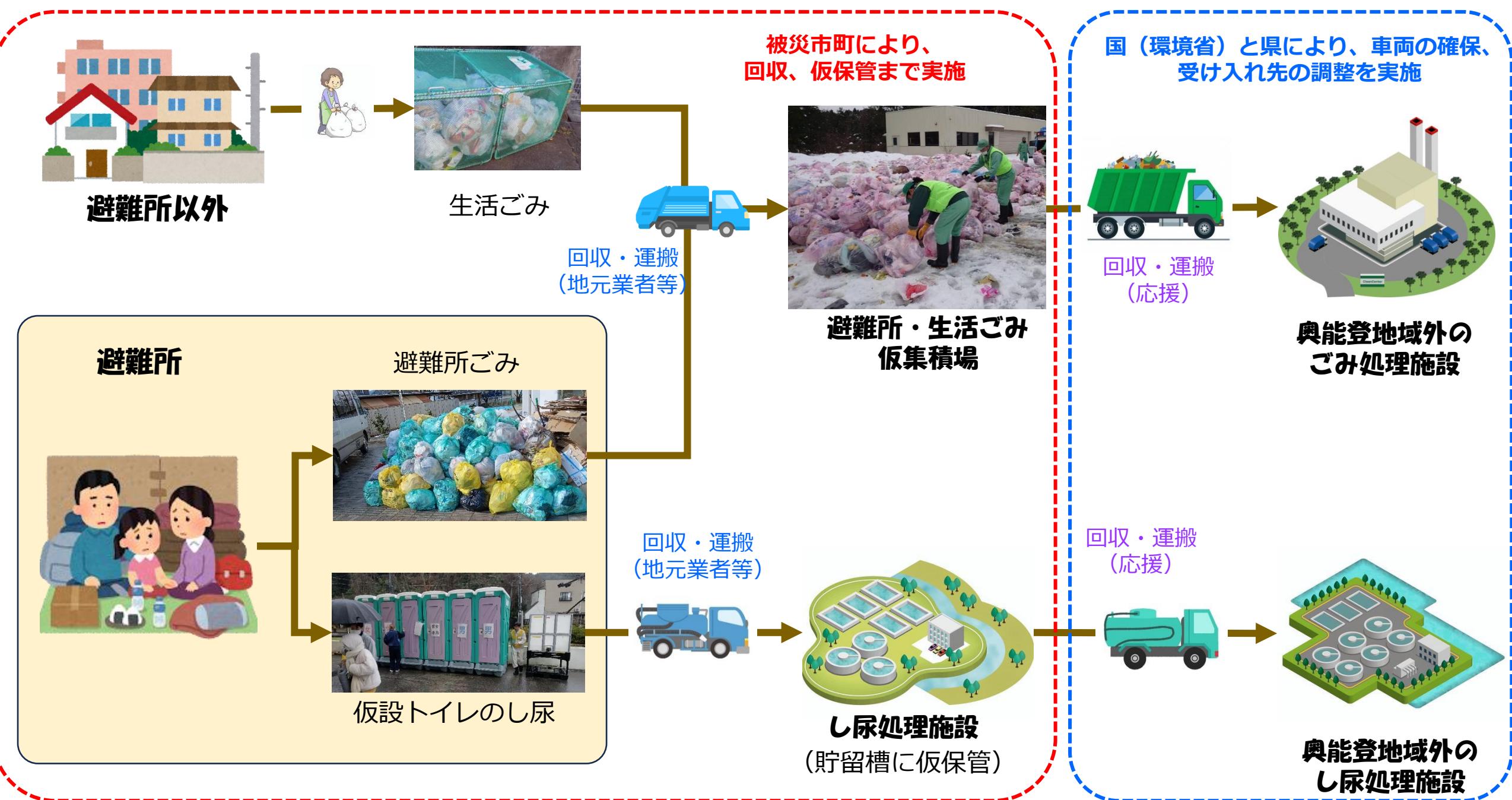
公費解体終了、仮置場の撤収への対応

- 公費解体終盤に向けての調整、仮置場管理と撤収に向けての調整
- 補助事業完了報告に向けた書類整理

発災当初での対応(避難所ごみ、生活ごみ、し尿の処理)

発災によるライフラインの被災により、奥能登地域を中心に、避難所ごみ、生活ごみの回収・処理、仮設トイレの設置に伴うし尿の回収・処理への対応が主となつた。

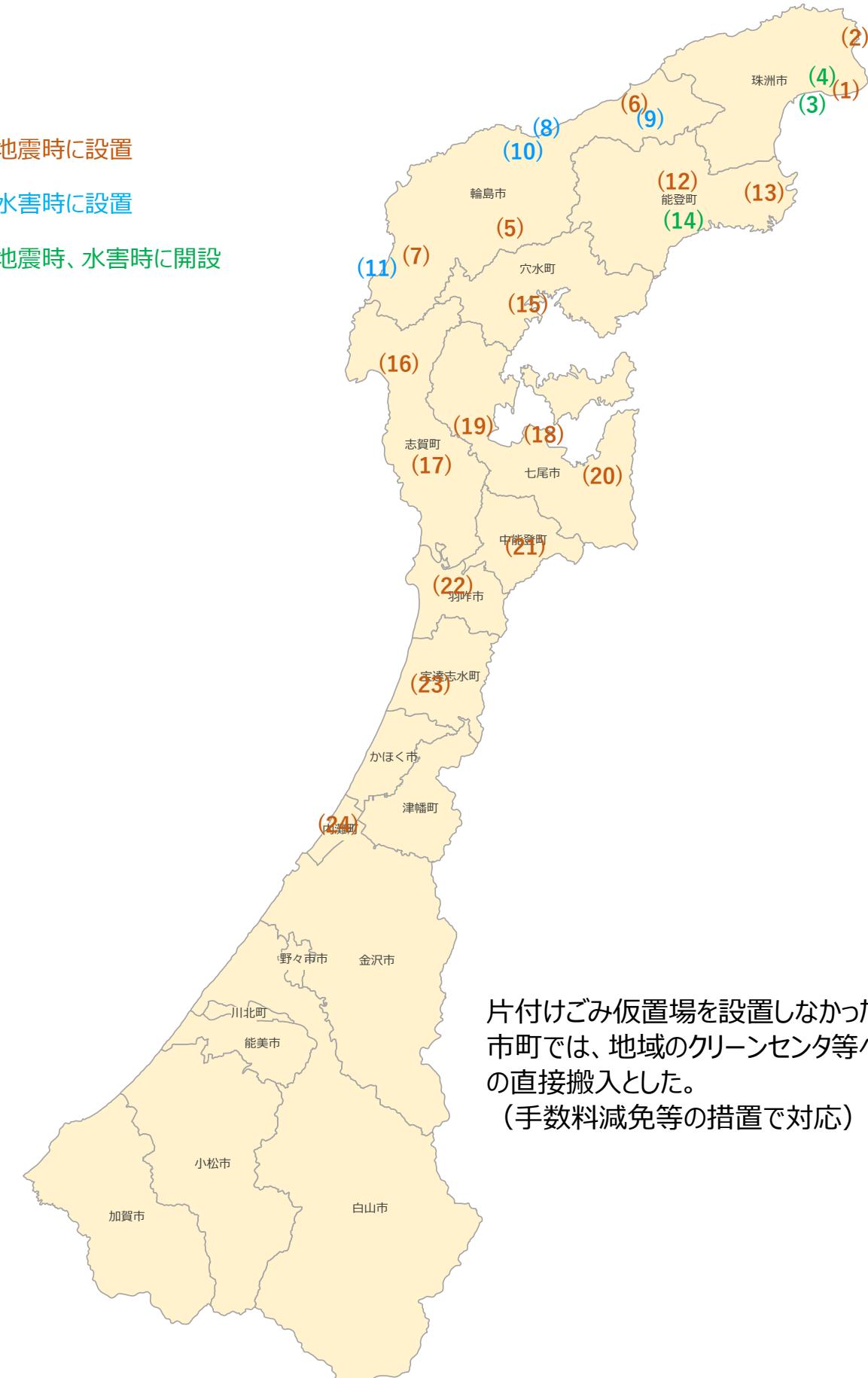
被災市町は、発災からしばらくの間、地元でのごみ処理、し尿処理ができなかつたため、一旦集約することに専念し、国（環境省）と県が、関係機関とともに回収・運搬車輛の確保と配車、周辺自治体や民間処理施設での受け入れ調整を行つた。



石川県内各市町での片付けごみの仮置場設置状況

市町	No.	設置場所
珠洲市	(1)	鉢ヶ崎海水浴場駐車場
	(2)	狼煙漁港内
	(3)	飯田港内
	(4)	ジャンボリー跡地
輪島市	(5)	輪島市ソフトボール場
	(6)	町野高校跡地
	(7)	門前モータースポーツ公園
	(8)	マリンタウンポートパーク駐車場
	(9)	旧石川サンケン町野工場駐車場
	(10)	蓮江寺跡地
	(11)	門前町道下除雪機格納庫
能登町	(12)	柳田野球場横駐車場
	(13)	内浦総合運動公園第3駐車場
	(14)	藤波運動公園駐車場
穴水町	(15)	穴水港あすなろ広場横
志賀町	(16)	富来野球場
	(17)	旧志賀中学校グラウンド
七尾市	(18)	能登香島駐車場
	(19)	中島祭り会館（祭り広場）
	(20)	大田除雪ステーション
中能登町	(21)	生涯学習センター ラピア鹿島 駐車場
羽咋市	(22)	羽咋運動公園駐車場
宝達志水町	(23)	町民センター アステラス駐車場
内灘町	(24)	蓮湖渚公園内調整池

- 地震時に設置
- 水害時に設置
- 地震時、水害時に開設



片付けごみ仮置場を設置しなかった市町では、地域のクリーンセンタ等への直接搬入とした。
(手数料减免等の措置で対応)

片付けごみへの対応 1

1. 住民による仮置場への持込

県内の多くの市町では、発災当初に片付けごみの仮置場を設置し、住民による直接持込をお願いした。

例として穴水町の状況（仮置場レイアウト、住民用のチラシ）を示す



災害により発生したごみ（片付けごみ）の出し方について

【期 間】 令和6年1月18日(木)～6月30日(日)【予定】 ※土日も受入可
【時 間】 午前9時～午後3時(12時～1時は受入不可)
【場 所】 穴水港あすなろ広場横(穴水町宇川島ツ125番地)
【ごみの分別】 1から6に分別してお越しください。
ご自身での荷下ろしとなります。ご協力をお願いします。
※ご自身で運び込めない方は、ボランティアセンターにご相談ください。
問い合わせ先 ①070-1002-4342 ②070-4134-8642

(持ち込み可能)

1 可燃物	プラスチック製家具、布団、畳など
2 木くず	角材、柱材、板材など(木製家具も含む)
3 不燃物	ガラス、陶磁器、コンクリートくず、瓦、サイディングボード(外壁)など
4 金属くず	鉄くずなど
5 家電類	リサイクル家電4品目 →テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン ※冷蔵庫の中の生ごみなどは、すべて取り出してください その他家電 ※充電式バッテリーなどの電池、暖房器具の灯油は必ず抜いてください
6 処理困難物	ベッドマット、ソファ 他

▲ 以下のものは持ち込みできません

生ごみ(使用済み簡易トイレ含む)、資源ごみ、産業廃棄物、農薬・劇薬、廃油・液体、
廃タイヤ・自動車バッテリー、石・土・砂、体温計、乾電池

(場内案内図)



【重要】

十分ご注意ください。

- ・場内は大型重機、車両が稼働し危険が伴います。
- ・車両走行、荷下ろしは、係員の指示に従ってください。
- ・場内でのケガや事故、車両の損傷は責任を負いかねます。

【問い合わせ先】穴水町環境安全課 TEL 0768-52-3770

片付けごみへの対応 2

2. 自治体による片付けごみの回収

輪島市では、片付けごみは自宅敷地内（道路そば）にまとめて置くこととし、それらは市が委託した回収業者が回収し、市が設置した片付けごみの仮置場に運搬する方法を取った。

災害片付けごみの回収を開始します

令和6年1月の能登半島地震によりご家庭又は事業所等で発生した災害ごみの収集を開始します。
(道路の状況により収集車が通れる地区から順次回収します)

注意!個人で市が運営、管理する仮置場へ持ち込みはできません。

●回収期間
令和6年2月1日～当分の間 終了時期は、再度、市からご案内します。

●回収できるもの
1. 可燃粗大ごみ (木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)
2. 木くず
3. ガラス・陶磁器くず(一緒に良い)
4. コンクリート
5. 瓦
6. 壁材 (スレートなど)
7. 金属くず (スチール家具など)
8. 家電リサイクル (小型家電)
9. 家電リサイクル (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)

※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

●回収できないもの
生活ごみ(もえるごみ)、資源ごみ(ペットボトル、あき缶、あきびん、新聞、雑誌、段ボール)、その他(産業廃棄物、バイク・原付バイク、農薬・劇薬、醸油・液体、廃タイヤ・自動車バッテリー、石、土、砂、乾電池等)

●災害ごみを回収している地区

回収している地区名	準備中地区名
河井、鳳至、大屋、大屋(鵜入町)、河原田、三井、鶴巣、南志見、町野、町野(金藏)、門前	西保、町野(寺山)

●災害ごみの出し方
敷地内にまとめて置く(道路に近いところに)
なるべく、ヒモなどで囲んで「災」とわかるように表示する(紙に書いて貼るかマジック等で直接書く)
個々のものを出す場合は、「災」と書いた紙を貼る マジック等で「災」と書く
「災」と書いた紙を貼る マジック等で「災」と書く
割れた陶器類をまとめて土のう袋などに入れて「災」と表示する

市が委託した業者が巡回し、順番に収集します。

担当課 環境対策課 お問い合わせ コールセンター 23-4872

回収できるもの (9つの分類に分別してください)

1. 可燃粗大ごみ (木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)

2. 木くず

3. ガラス・陶磁器くず

4. コンクリート

5. 瓦

6. 壁材 (スレートなど)

7. 金属くず (スチール家具など)

8. 家電リサイクル (小型家電)

9. 家電リサイクル (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)

※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

※油や乾電池等は抜いてから出してください。

注意) 災害ごみでは回収できないもの (一般収集に出してください)

[もえるごみ] [資源ごみ]

【注意事項】避難指示が発令されている地域や、危険な家屋での片付け作業を行わないようお願いします。片付けごみの回収期間は、このような地域への対応を含め十分な期間を予定しています。

発災当初での対応(各種説明会)

発災直後から必要に応じ、被災地域の災害廃棄物処理に対し、各市町・一部事務組合担当職員に対する各種説明会を実施している。

国（環境省）担当者から説明をいただくとともに、各市町・一部事務組合からの質疑に回答する形で実施した。

なお、説明会開催後においても質問事項は隨時受付し、回答については関係者で共有している。

【災害等廃棄物補助金説明会… オンライン形式】

令和6年1月10日、11日 開催（2回に分けて実施）

県内全19市町の廃棄物担当課、一部事務組合職員が参加

【公費解体に係る説明会…オンライン形式】

令和6年1月19日、31日 開催※

県内全19市町の廃棄物担当課、一部事務組合職員が参加

※ 19日は基本的な説明、これまでに各市町等から頂いていた質問等への回答

31日は国が策定した「公費解体・撤去マニュアル」の説明と質疑応答を実施

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理の基本方針について

項目	概要
基本方針の位置づけ	能登半島地震により発生した県内の災害廃棄物の処理の基本的な方針を定めるもの。 → 具体的な処理方法、スケジュール等を検討し、石川県災害廃棄物処理実行計画を策定
処理の対象	令和6年能登半島地震により発生した災害廃棄物
処理主体	市町 〔県は、技術的支援、他都道府県・民間事業者団体等との広域的な連携調整、人的支援や事務支援等の調整、全体の進捗管理を行う〕
災害廃棄物の発生推計量	概ね240万トン。 ただし、被害状況の把握の進展等を踏まえて適宜見直す。
処理期間	令和7年度末の処理完了を目標とする。 ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直す。
処理方法	<ul style="list-style-type: none">被災者の生活再建を最優先とし、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努める。損壊家屋等の解体・撤去は、現場における分別解体を原則とする。市町の一般廃棄物処理施設での処理を原則 〔自市町での処理が困難な場合は、県内的一般廃棄物や産業廃棄物の処理施設を活用 目標処理期間内での処理完了に向け、県外での広域処理（海上輸送を含む。）を行う。〕
財源	国の補助制度を活用

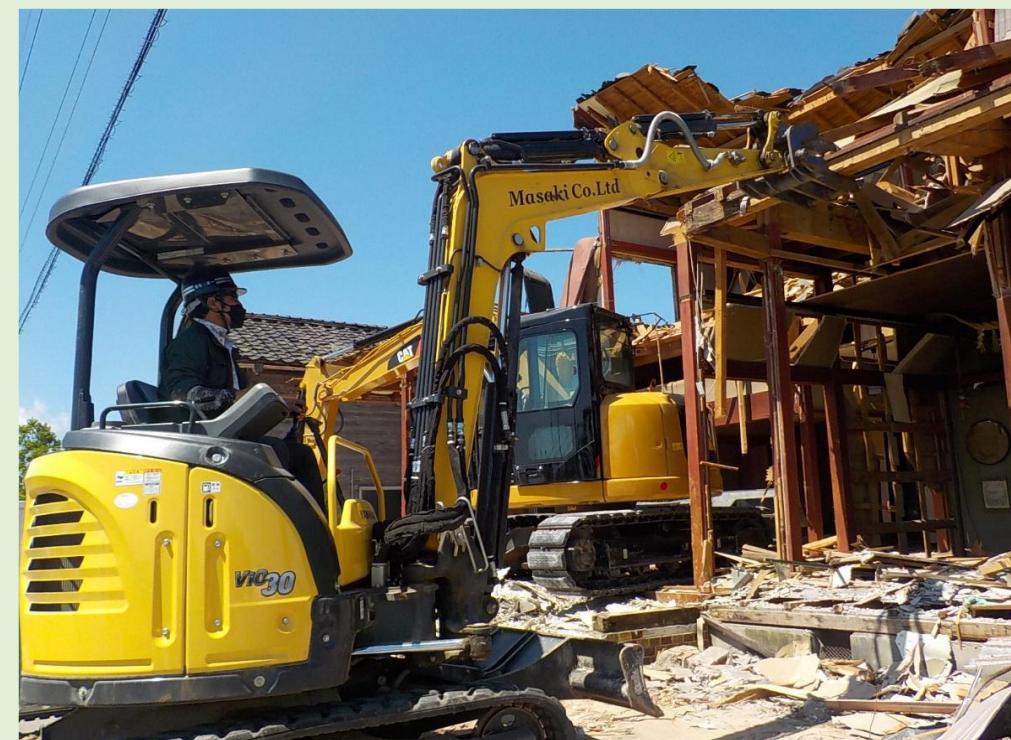
令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画について

項目	概要
役割分担	<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物の発生状況、施設被害状況等の各種情報収集・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理・ 住民への各種情報の広報・周知・ 民間事業者への委託契約事務・ 仮置場の設置・運営・ 災害廃棄物の撤去、運搬、処分・ 損壊家屋の解体・撤去・ 災害廃棄物処理の進捗管理 <p>県</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各種情報の集約、情報提供・ 被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援・ 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための国、他都道府県、民間事業者団体等との広域的な連携調整・ 市町による処理が困難な場合における人的支援や事務支援等の調整・ 県全体の災害廃棄物処理の進捗管理 等
再生利用	<ul style="list-style-type: none">・ 金属くずは製鋼原料等としてリサイクル・ コンクリートがらは破碎し、国、県及び市町の復興事業等において資材として積極的に活用・ その他、木くず等についても、可能な限り再生利用する
広域処理	速やかに災害廃棄物を搬出し、効率的に処分を行うため、車両による陸上輸送に加えて海上輸送による広域処理を行う
処理期間	令和7年度末の処理完了を目標とする (ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直す)
関係団体との連携	損壊家屋等の解体撤去 … 石川県構造物解体協会に協力を要請する 災害廃棄物の処理 …… 石川県産業資源循環協会に要請する
処理スケジュール	令和7年度末を目途に処理を完了させる

【能登半島地震における石川県内の対応】

- ◆損壊家屋等の解体撤去については、災害時応援協定に基づき、石川県構造物解体協会に協力を要請
- ◆仮置場の設置・運営及び災害廃棄物の処理については、災害時応援協定に基づき、石川県産業資源循環協会に要請

実施市町	県内19市町中16市町で実施
対象建物	「全壊」・「大規模半壊」・ 「中規模半壊」・「半壊」 と認定された建物 特定非常災害の指定を受け、対象は 「半壊」以上に拡充
対象建物	当初の見込 22,499棟 現在の見込 44,146棟
解体期間	令和6年3月～令和7年10月 ※ 年内での完了（別管理建物を除く）を目指し対応中



公費解体への対応 ②

公費解体は、原則、所有者からの申請を受け自治体により実施するものであるが、二次災害の恐れがある場合や周辺の生活環境への影響が見込まれる場合は、緊急的に解体（**緊急解体**）を行うことになる。また、当該宅地の所有者等が自らの宅地内の損壊家屋等の解体・撤去（**自費解体**）を行った場合は、その費用の償還を行う場合がある。

能登半島地震における石川県内各市町の公費解体への対応状況（スケジュール）については下表のとおり。

能登半島地震における各市町の公費解体への対応状況

市町	緊急解体	公費解体		自費解体	
	工事開始日	受付期間	工事開始日	費用償還の受付期間	
珠洲市	R6.2.26	R6.3.25 ~ R7.6.30	R6.4.22	R6.5.1 ~ R7.10.31	
輪島市	R6.2.5	R6.4.1 ~ R7.5.30	R6.5.7	R6.3.18 ~ R7.9.30	
能登町	R6.1.11	R6.2.13 ~ R7.4.30	R6.3.18	R6.2.13 ~ R7.10.31	
穴水町	–	R6.2.28 ~ R7.1.31	R6.4.8	R6.4.1 ~ R7.1.31	
七尾市	–	R6.3.1 ~ R7.8.29	R6.5.8	R6.3.1 ~ R8.1.30	
志賀町	R6.2.24	R6.3.16 ~ R7.6.30	R6.5.7	R6.4.2 ~ R7.6.30	
中能登町	–	R6.3.16 ~ R7.3.31	R6.5.20	R6.3.16 ~ R7.3.31	
羽咋市	–	R6.3.25 ~ R7.3.31	R6.5.10	R6.3.1 ~ R7.3.31	
宝達志水町	–	R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.15	R6.4.1 ~ R7.3.31	
かほく市	–	R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.10	R6.4.1 ~ R7.3.31	
津幡町	–	R6.4.1 ~ R6.9.30	R6.7.3	R6.4.1 ~ R6.9.30	
内灘町	–	R6.2.26 ~ R7.3.31	R6.5.20	R6.2.26 ~ R7.3.31	
金沢市	R6.2.22	R6.3.4 ~ R7.3.31	R6.5.27	R6.3.4 ~ R7.3.31	
野々市市	–	–	–	–	
白山市	–	–	–	–	
川北町	–	–	–	–	
能美市	–	R6.4.1 ~ R6.9.30	R6.9.5	R6.4.1 ~ R6.9.30	
小松市	–	R6.3.21 ~ R6.12.27	R6.7.22	R6.3.4 ~ R6.12.27	
加賀市	–	R6.4.1 ~ R6.6.28	R6.10.21	R6.4.1 ~ R6.6.28	

対応状況（県内19市町のうち）

緊急解体	5市町
公費解体	16市町
自費解体 (費用償還)	16市町

公費解体に係る環境省からの主な通知等

R6. 1.1	災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について	
1.11	災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について	
1.29	令和6年能登半島地震により損壊した所有者不明家屋の解体について 公費解体・撤去マニュアル第1版	
2.21	公費解体・撤去マニュアル第2版	<ul style="list-style-type: none">・ 壊家屋等の解体に係る法的整理を参考資料に追加
3.26	公費解体・撤去マニュアル第3版	<ul style="list-style-type: none">・ 公費解体の申請書類の考え方を追加・ 家屋内に残置された家財・家電等の撤去の考え方を質疑応答集に追加・ R6.3.22『「公費解体・撤去マニュアル」の補足（一部解体の補助対象）について』を参考資料に追加
4.15	令和6年能登半島地震により損壊した家屋等の解体に係る所有者不明建物管理制度の活用について 公費解体・撤去マニュアル第4版	<ul style="list-style-type: none">・ 所有者不明建物管理制度の活用について追加・ 所有者全員の解体の同意が取れない場合の留意点について事例紹介を追加・ 応急修理制度と公費解体制度の併用について質疑応答集の記載を修正
5.28	令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（環境省・法務省）	
6.5	公費解体・撤去マニュアル第5版	<ul style="list-style-type: none">・ R6.5.28「令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について」を踏まえた記載の追加・ 解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加
7.22	公費解体の加速化に向けた対応方針（石川県と連名）	
8.26	自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引きについて	
10.23	タイムラインによる公費解体のポイントについて	
10.25	自費解体（費用償還）におけるマニフェストについて	

公費解体の申請書類

- 公費解体は私有財産の処分に当たるため、申請事務においては、所有者の本人確認や建物情報の把握を確実に行う必要がある
- 申請書類は、先行事例に倣い要綱等を定め、下記のとおり提出を求めているが、登記情報連携システムを活用して添付書類の省略を図っている市町もある
(環境省は、公費解体の申請書類について、特段の指定はしていない)

① 申請書

- ② 災害証明書（住家）・被災証明書（非住家）
- ③ 本人確認書類（運転免許証等）
- ④ 被災家屋等の配置図及び写真
- ⑤ 印鑑登録証明書 ※1
- ⑥ 全部事項証明書（建物）※2

申請者が法人の場合

- ⑦ 登記事項証明書（商業・法人登記）※2

未登記建物の場合

- ⑧ 固定資産証明書 ※3

未登記かつ課税されていない建物の場合

- ⑨ 全部事項証明書（土地）※2

申請方法

- 対面で正確な確認を期すため窓口申請に限る市町が多いが、一部市町では郵送による申請も可（ホームページ掲載情報）

代理人が申請する場合

- ⑩ 委任状
- ⑪ 印鑑登録証明書 ※3

相続人・共有者・権利者がいる場合、賃貸物件の場合

- ⑫ 戸籍謄本（相続人がいる場合のみ）※3
- ⑬ 同意書
- ⑭ 印鑑登録証明書 ※3

※1 申請者の印鑑登録証明書は、本人確認書類の写しの添付により省略している市町あり

※2 登記情報連携システム（法務省）を活用して確認することで省略している市町あり

※3 自市町で取得できるものは省略している市町あり

公費解体の発注方法

- 災害時応援協定に基づき、構造物解体解体協会に工事発注・工務調整を委託するなど、効率的に多数の公費解体を推進（申請受付分）

石川

解体協会に工事発注等を委託

県

標準単価を提示

市町

随意契約
(県災害協定)

支 払

解体協会

支 払

解体事業者

公費解体施工

入札で解体事業者を選定

県

標準単価を提示

市町

事業者選定
(単価入札等)

支 払

解体事業者

公費解体施工

※ 解体廃棄物を仮置場ではなく処分場に直接搬入し処分する場合、処分費等も含めて入札を実施

解体棟数が多い場合は効率的な発注が可能
H28 熊本地震 熊本市 (13,241棟) など

競争性を取り入れた解体事業者選定が可能
H30 西日本豪雨 倉敷市 (2,555棟) など

公費解体の標準単価

解体費等については、個々に設計・積算するのではなく、1 延m²当たりの標準単価により算出し、迅速に公費解体を推進した。

※ 標準単価は、実勢価格（事業者見積り）を踏まえ、環境省通知（R4年4月1日付け環循適発第22040117号「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」）に基づき設定（県ホームページで公表）

解体費の標準単価について

建物構造	費目	解体費の標準単価 (円/延m ²)		
		当初※1		見直し後※2
		奥能登以外	奥能登※3	
木造建物	建物解体費※4	9,143	10,645	8,835
	基礎解体費	4,002	4,002	4,002
非木造建物	建物解体費※4	12,423	15,030	13,541
	基礎解体費	4,991	4,991	4,991

※ 1 令和6年2月26日通知

※ 2 令和7年3月14日通知

(なお見直し後の単価については、奥能登以外はR7.4.1から適用、奥能登はR7.5.1から適用)

※ 3 奥能登の対象地域は、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

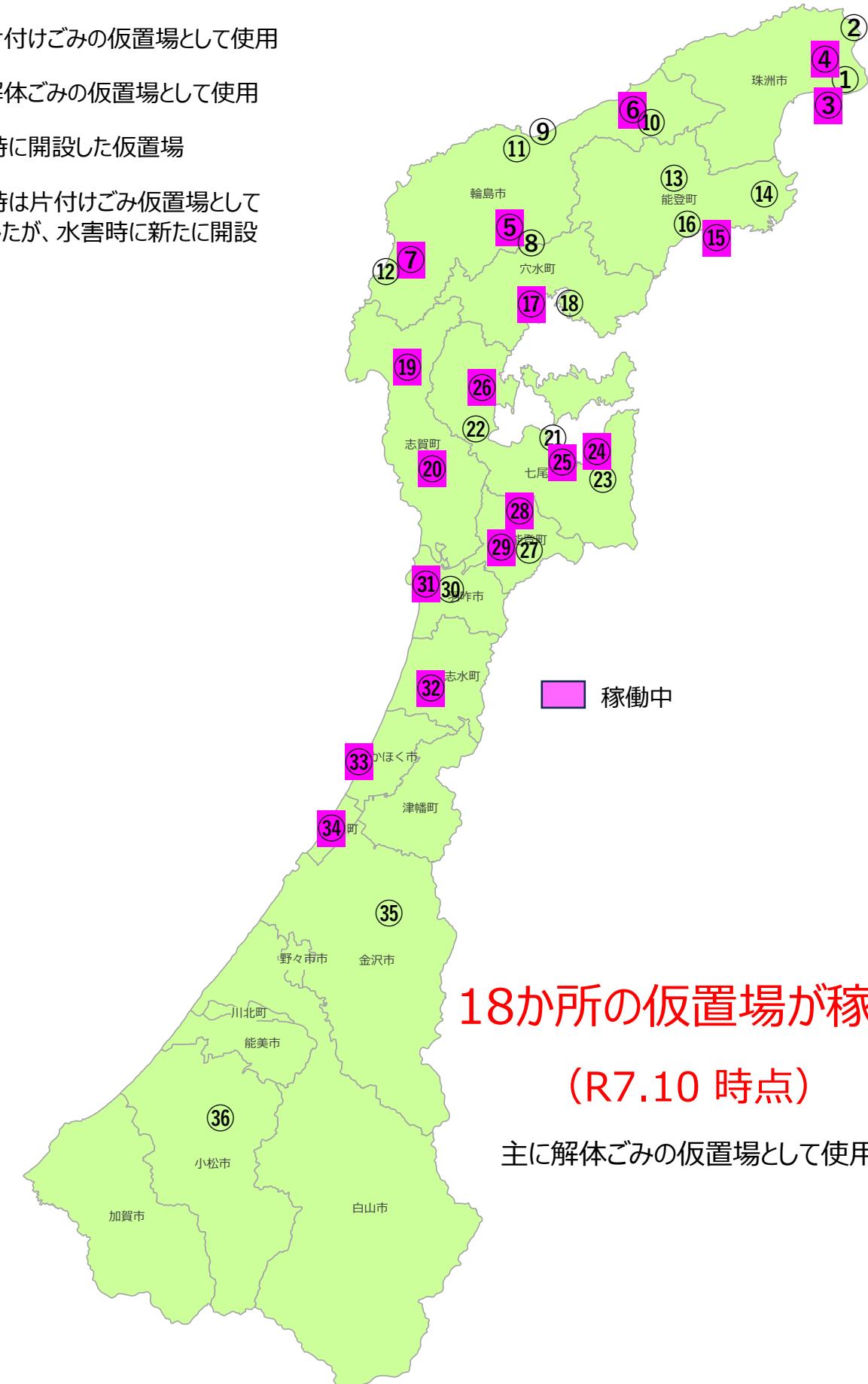
※ 4 仮設・積込・諸経費含む。基礎撤去・廃棄物処分は含まない。

※ 5 運搬費は、建物構造別、建物・基礎別に片道2km 毎に金額を算定し、公表
(当初は片道30kmまで設定、見直し後は片道40kmまで設定)

石川県内各市町での災害廃棄物の仮置場設置状況

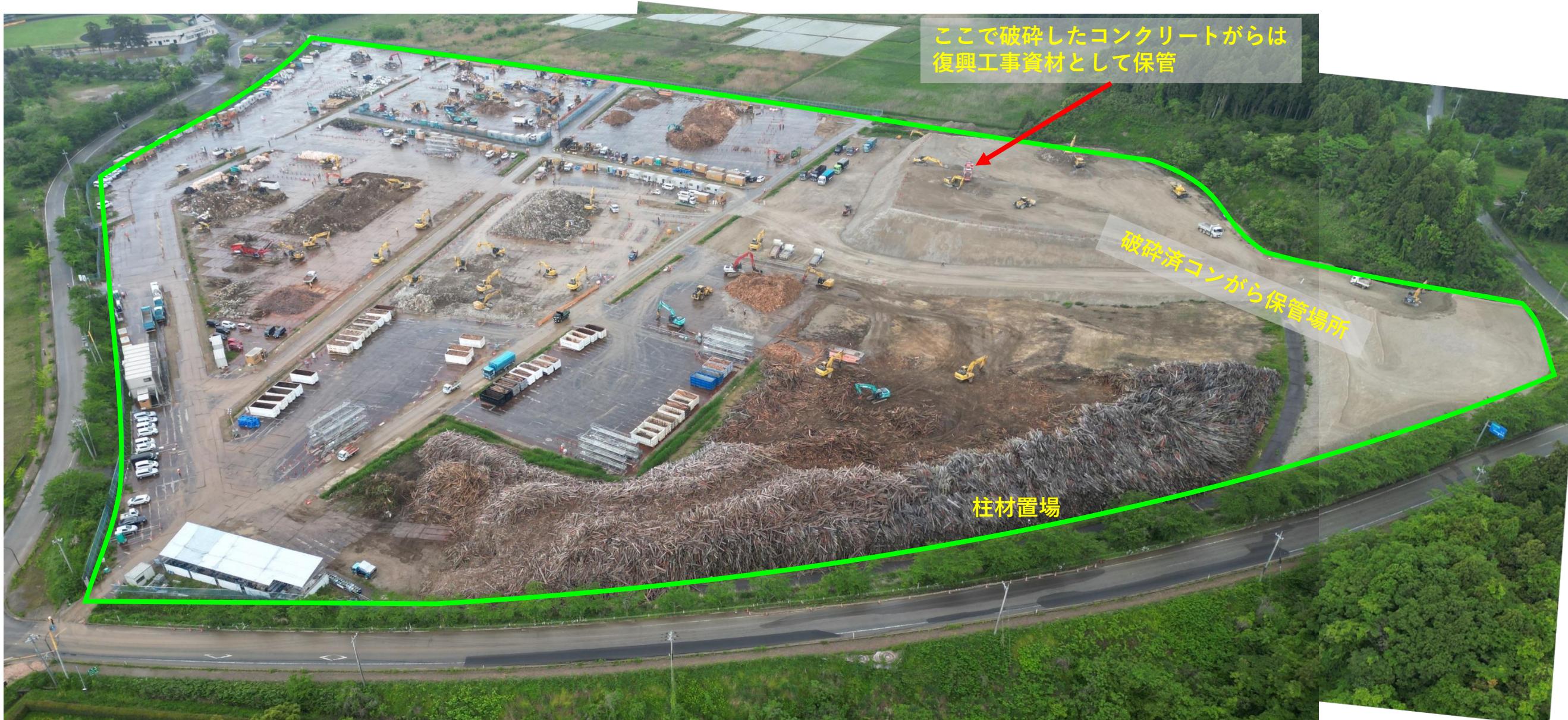
市町	No.	設置場所	面積 (m ²)	稼働
珠洲市	①	鉢ヶ崎海水浴場駐車場	7,200	—
	②	狼煙漁港内	4,200	—
	③	飯田港内	7,000	○
	④	ジャンボリー跡地	120,000	○
輪島市	⑤	輪島市ソフトボール場	30,000	○
	⑥	町野高校跡地	22,350	○
	⑦	門前モータースポーツ公園	14,700	○
	⑧	能登北部JA農機センター横	8,600	—
	⑨	マリンタウンボートパーク駐車場	2,930	—
	⑩	旧石川サンケン町野工場駐車場	1,500	—
	⑪	蓮江寺跡地	5,340	—
	⑫	門前町道下除雪機格納庫	—	—
能登町	⑬	柳田野球場横駐車場	1,200	—
	⑭	内浦総合運動公園第3駐車場	4,300	—
	⑮	宇出津新港	22,000	○
	⑯	藤波運動公園駐車場	5,000	—
穴水町	⑰	穴水港あすなろ広場横	20,000	○
	⑱	旧(株)ホクエツ工場跡地	10,000	—
志賀町	⑲	富来野球場	12,000	○
	⑳	旧志賀中学校グラウンド	12,000	○
七尾市	㉑	能登香島駐車場	9,800	—
	㉒	中島祭り会館(祭り広場)	4,000	—
	㉓	大田除雪ステーション	3,300	—
	㉔	七尾大田仮置場	15,800	○
	㉕	七尾津向仮置場	15,000	○
	㉖	七尾中島仮置場	15,000	○
中能登町	㉗	生涯学習センター ラピア鹿島 駐車場	2,000	—
	㉘	後山仮置場	6,650	○
	㉙	金丸仮置場	3,000	○
羽咋市	㉚	羽咋運動公園駐車場	5,800	—
	㉛	寺家工業団地	13,500	○
宝達志水町	㉜	町民センター アステラス駐車場	6,000	○
かほく市	㉝	旧大崎海水浴場駐車場	7,500	○
内灘町	㉞	蓮湖渚公園内調整池	6,000	○
金沢市	㉟	戸室新保埋立場内	—	—
小松市	㉟	エコロジーパークこまつ	—	—

- 主に片付けごみの仮置場として使用
- 主に解体ごみの仮置場として使用
- 水害時に開設した仮置場
- 地震時は片付けごみ仮置場として使用したが、水害時に新たに開設



石川県内各市町での災害廃棄物の仮置場設置状況(主なもの)

珠洲市仮置場 (ジャンボリー跡地景 R7.5撮影 面積：約12.0ha)



参考：珠洲市仮置場(ジャンボリー跡地)は阪神甲子園球場 の 3.12 個分 (東京ドーム 2.57 個分)の面積

石川県内各市町での災害廃棄物の仮置場設置状況(主なもの)

能登町仮置場 (宇出津新港 R7.5撮影 面積：約2.2 ha)



木くず海上輸送のための積込場※

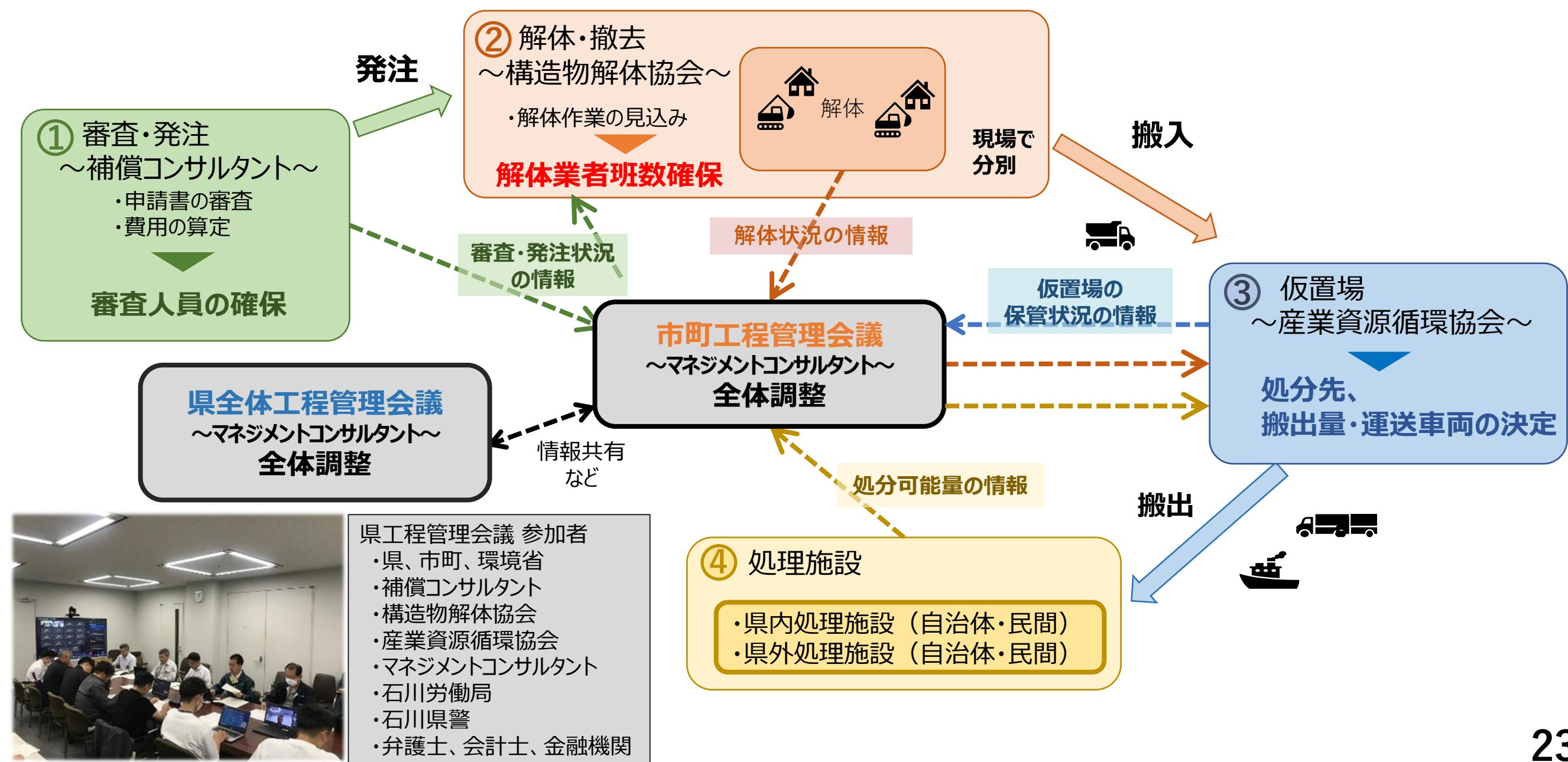
※ 仮置場に集約された木くずのうち、海上輸送する分については船舶積込のため岸壁に設置された積込場に横持ちされる

参考：能登町仮置場(宇出津新港)は阪神甲子園球場 の 0.57 個分(東京ドーム 0.47 個分)の面積

工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

県や各市町は定期的に工程管理会議を開催し、会議を通じた「縦横連携」(※)の推進し、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底するとともに事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を図っている。

(※ 縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開)



解体班の確保に向けた支援

県では、市町の公費解体を進める上で、公費解体加速化プラン策定時ににおいてR6.11～R7.2のピーク時には1,120班が必要と算定した。

そのため、石川県構造物解体協会に対し、全国の解体業者の協力を得て、必要な解体班の確保並びに解体班の宿泊先確保を要請した。

石川県構造物解体協会では、解体のピークに必要とされる班数以上の約1,200班の人員、及び、民宿・借家・コンテナハウス等により約3,400人分の宿泊箇所の確保を行った。



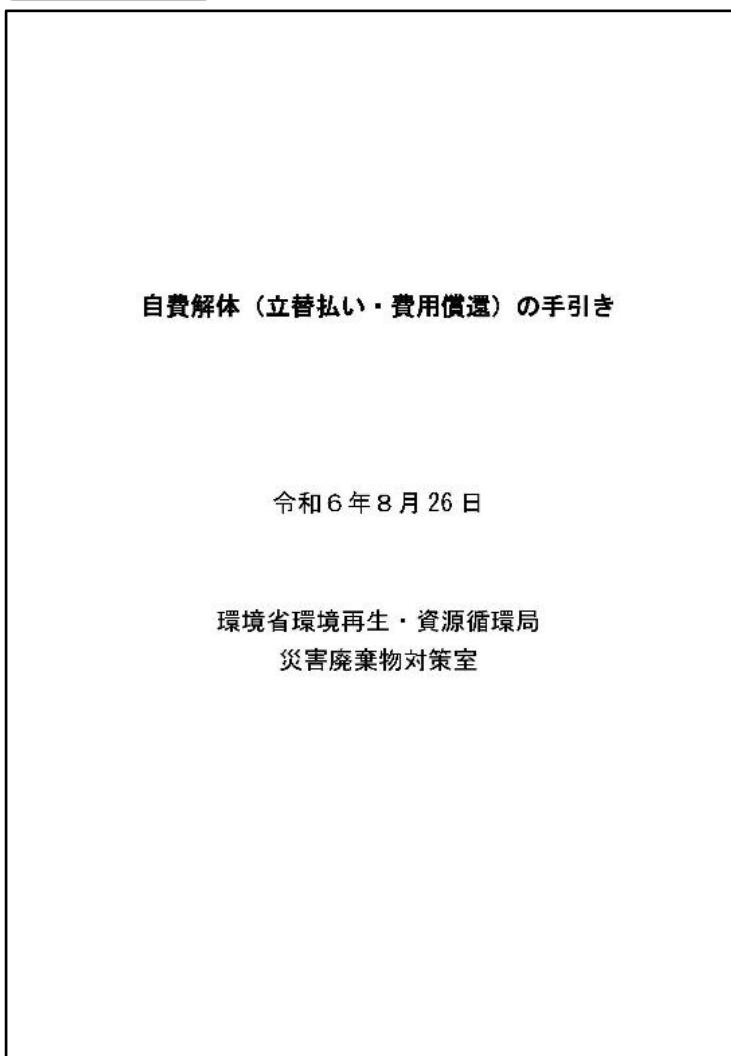
コンテナハウスの例

解体工事体制の充実・強化

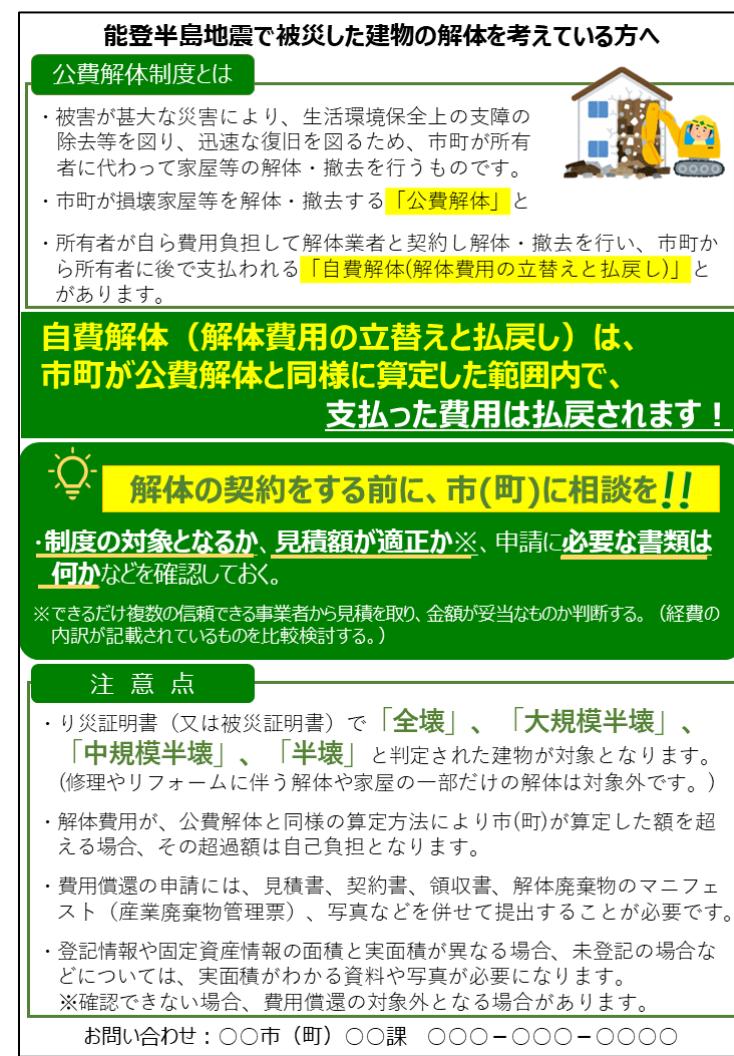
能登半島地震による被災家屋の解体を進めるため、これまで公費解体が原則であることの方針を改め、公費解体と自費解体を両輪で進める方針とした。

- 自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～の策定（環境省・石川県）
 - ・ **自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（全国版）**（環境省）
 - ・ **石川県お役立ち情報**（石川県）
- 解体廃棄物の処理先について、情報提供
- 積替え保管施設や処分施設の設置の働きかけ

手引き



お役立ち情報



県ホームページ



災害廃棄物の広域での処理

広域処理については当初から富山県、福井県、新潟県への搬出・処理を行うとしてきたが、災害廃棄物発生推計量の増加に対応するため、県外自治体処理施設の活用について、環境省と調整し、協力を要請している。

金沢湊積替場

(R6.8.7~)

積替えし、金沢市以南の自治体処理施設や関東の処理施設へ

仮置場

↓
大型

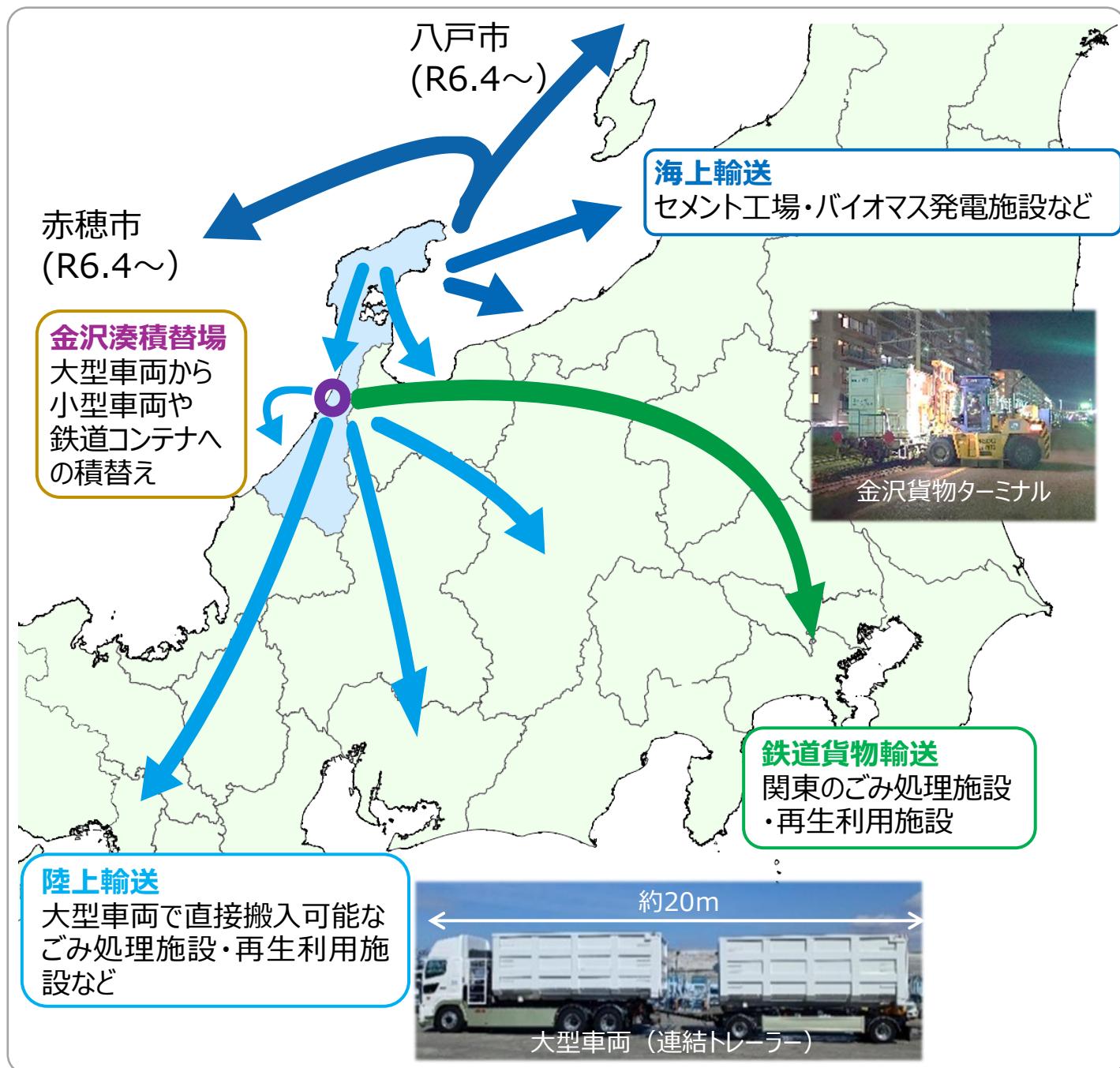
積贊云



陸上輸送

車両数の推移

時期	車両数(万台/月)
R6.6	0.6
R6.9	1.4
R6.12	2.2
R7.3	3.0
R7.6	2.2
R7.9	1.7



海上輸送

(R6.7.10~)

船舶数

最大4隻体制で運用

搬出港

飯田港、宇出津港、穴水港、七尾港



鐵道貨物輸送

(R6.9.25~R7.10.3)

輸送量

コンテナ数 延べ 2,102基
重量（概算） 延べ 約8,200トン

※ピークはR7年6月

延べ 296基
約1,160トン



災害廃棄物処理体制(広域処理先の確保状況)

県外自治体処理施設

(～R7.10 35自治体)

可燃物を処理

富山県（2自治体） 福井県（1自治体）
岐阜県（5自治体） 愛知県（8自治体）
三重県（2自治体） 長野県（2自治体）
大阪府（1自治体） ★東京都（13自治体）
★神奈川県（1自治体）

県外民間処理施設

(～R7.11 43業者)

主に木くずを処理

富山県（8業者） 福井県（2業者）
岐阜県（6業者） 愛知県（1業者）
滋賀県（5業者） 神奈川県（1業者）
山梨県（1業者） 長野県（5業者）
奈良県（1業者） ■新潟県（3業者）
■青森県（1業者） ■山形県（1業者）
■兵庫県（1業者） ★埼玉県（2業者）
★千葉県（4業者） ★東京都（1業者）

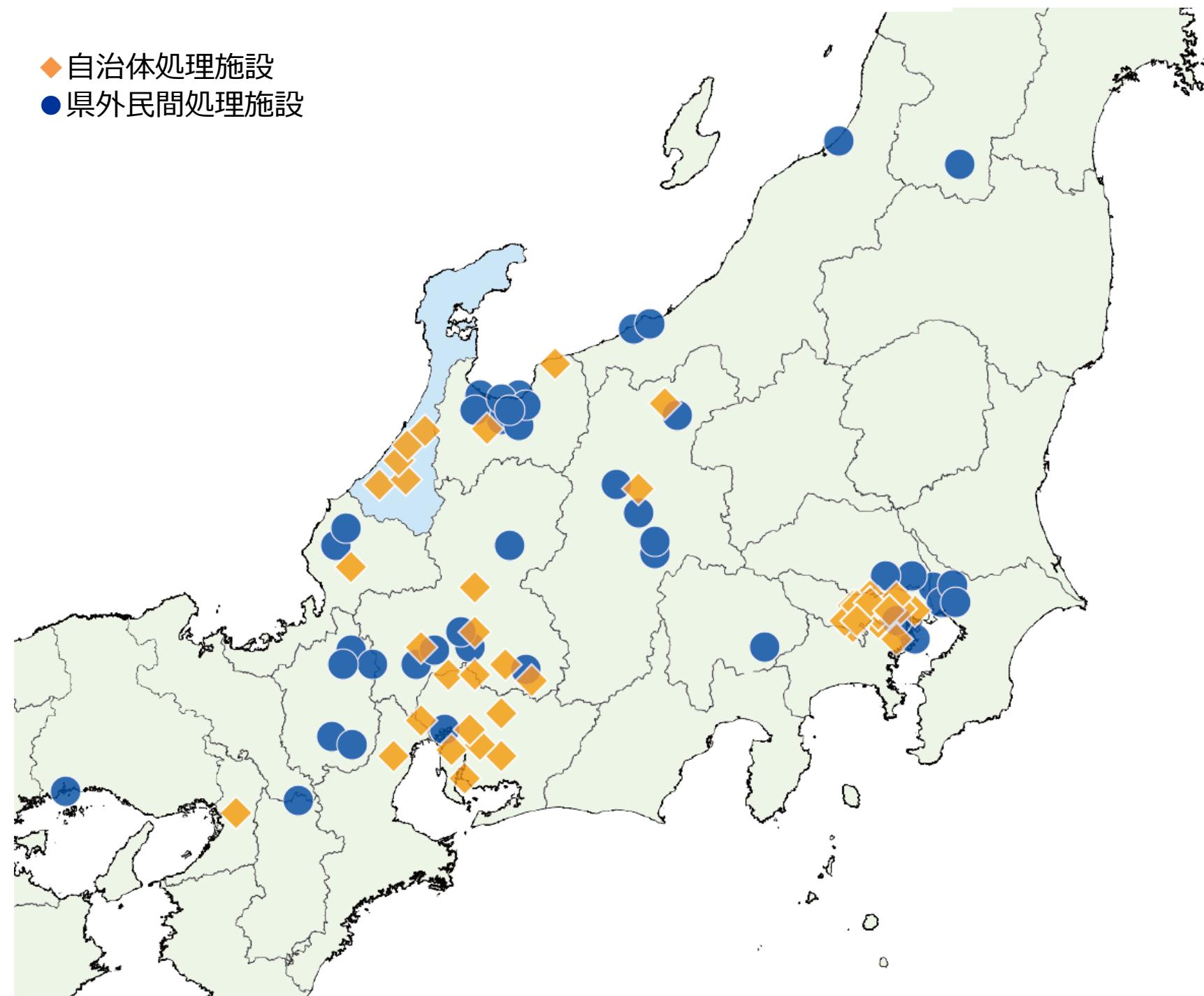
■海上輸送

★鉄道貨物輸送

処理施設位置（県内民間施設を除く）

青森県●

- ◆自治体処理施設
- 県外民間処理施設

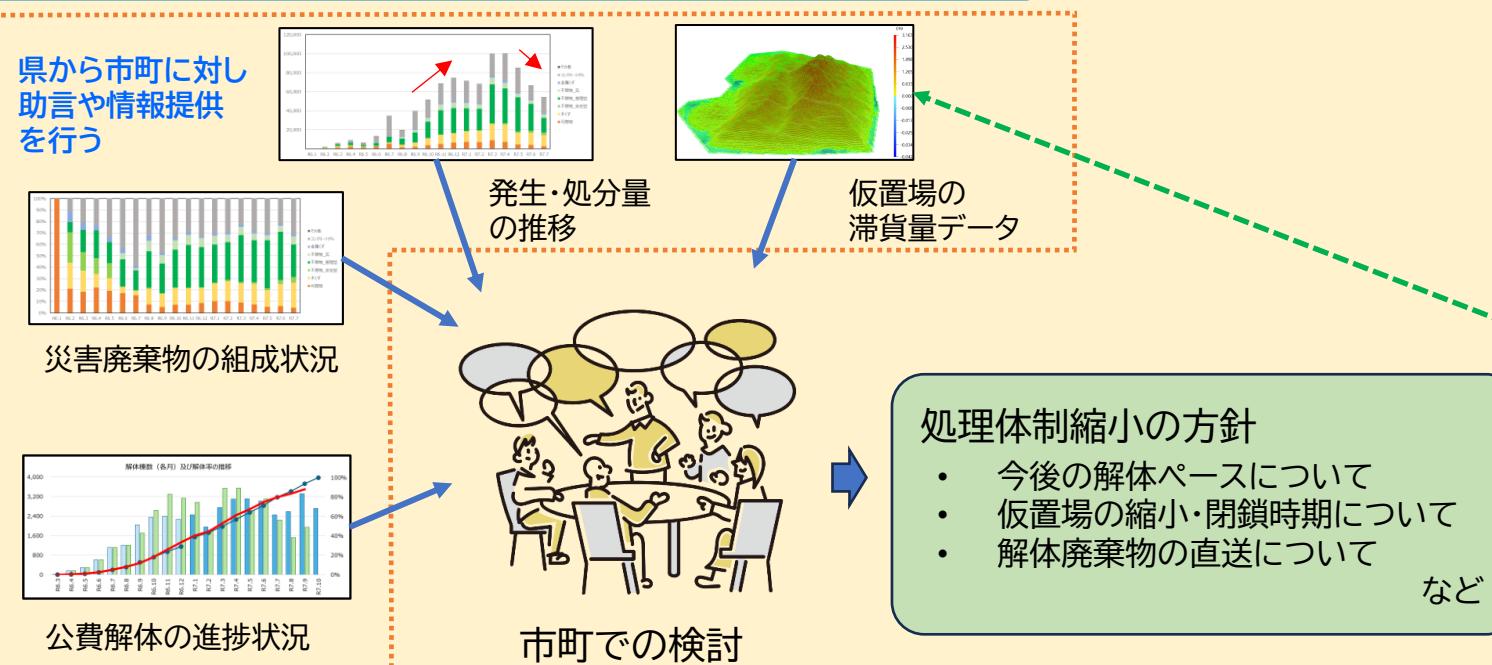


県による災害廃棄物仮置場の管理支援

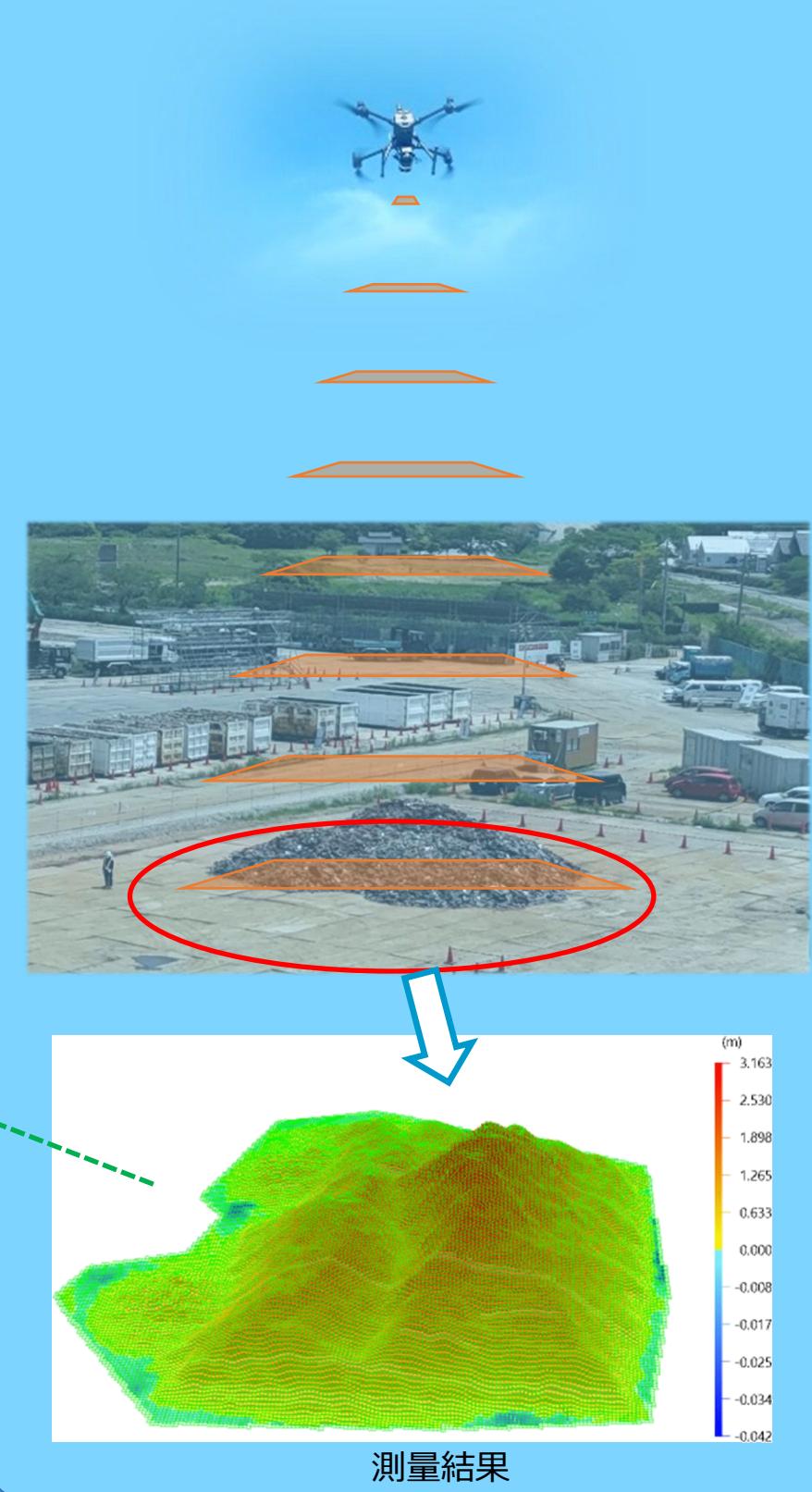
県では、市町の災害廃棄物の状況把握に関し、仮置場のドローン測量による災害廃棄物の滞貨量データのほか、災害廃棄物の搬入・搬出データ及び、それらをもとに廃棄物の組成を算定したデータについて市町に情報提供を行っている。

公費解体の終了に伴い災害廃棄物の発生量も減少していることから、効率的な災害廃棄物の搬出を進めるため、仮置場の閉鎖などの処理体制の縮小についても、市町に助言を行っている。

処理体制の縮小についての検討（イメージ）



ドローン測量（イメージ）



解体見込棟数と災害廃棄物量の見直し状況

石川県災害廃棄物処理実行計画では公費解体の見込棟数を22,499 棟、災害廃棄物量を約240万トンと推計したが、公費解体の中請棟数が当初の推計値を上回ったため、公費解体加速化プランを策定・改定し、公費解体の見込棟数、災害廃棄物量を上方修正している。

なお、令和7年7月の公費解体加速化プランの再改定に伴い、以下の被災建物（別管理建物）については解体完了時期の目標時期である令和7年10月にかかわらず、できる限り柔軟に対応するとした。

- ① 建物所有者が、解体を申請した建物について、修繕し利活用する可能性を検討するため、解体の留保を市町に申し出た建物
- ② 土砂崩れなどにより立ち入りできず解体に着手できない建物、旅館や工場などの解体に時間をする大規模な建物など、市町がやむを得ないと判断した建物

能登半島地震における解体見込棟数と災害廃棄物量の見直し状況

推計の実施時期	災害廃棄物量	解体見込棟数
R6.2 基本方針策定（2/6） 実行計画策定（2/29）	概ね 240 万トン 244 万トン	22,499 棟
R6.8 公費解体加速化プラン	332 万トン	32,410 棟
R7.1 公費解体加速化プラン(改定)	400 万トン	38,900 棟
R7.7 公費解体加速化プラン(再改定)	409 万トン	44,661 棟

【参考】災害廃棄物発生量の推計方法について

災害廃棄物処理実行計画の策定にあたり、災害廃棄物の発生量を推計する必要があり、算定を行ったが、その際、災害廃棄物対策指針 技術資料14-2に示す「災害廃棄物の発生量の推計方法」を参照し、算定を試みた。

災害廃棄物発生量推計式について　技術資料14-2 p2 推計式【1】※1

$$\text{災害廃棄物全体量} = \text{解体廃棄物量} + \text{解体廃棄物以外の災害廃棄物量}$$

$$\text{解体廃棄物量} = \text{全壊被害棟数}^{\times 2} \times \text{原単位①} \times \text{解体率} (+ \text{半壊被害棟数}^{\times 2} \times \text{原単位①} \times \text{解体率})$$

$$\text{解体廃棄物以外の災害廃棄物量} = \text{全壊被害棟数}^{\times 2} \times \text{原単位②}$$

$$\begin{aligned}\text{原単位①} &= \text{床面積(木造)} \times \text{原単位(木造)} \times \text{解体棟数の木造割合} \\ &\quad + \text{床面積(非木造)} \times \text{原単位(非木造)} \times \text{解体棟数の非木造割合}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{原単位②} &= \text{災害等で異なる定数} \cdots \text{基本的に地震(揺れ)の係数: 53.5を採用} \\ &\quad \left[\text{片付けごみ及び公物等} \right] \text{発生原単位}\end{aligned}$$

※ 1 今回の算定では、全壊棟数が10棟以上の災害（片付けごみに関しては被害棟数が1,000棟以上）である場合（推計式【1】）を採用した

※ 2 最終的には被害報データを利用するとしている。
(非住家被害棟数については、住家の全壊棟数、半壊棟数と同じ割合と仮定し、全壊棟数と半壊棟数を算定)

【参考】災害廃棄物発生量の推計に用いた各係数について

災害廃棄物量推計に用いた各係数については以下のとおり

項目	細目	単位	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害				
建物発生原単位	木造建物	トン/m ²	0.5							
	非木造建物		1.2							
延床面積	木造建物	m ² /棟	最新の固定資産の価格等の概要調書（総務省）より入手 (◆毎年6月頃にデータが更新)							
	非木造建物		https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/czei_shiryo_ichiran.html							
解体棟数の 木造、非木造 の割合	木造：非木造	—	<ul style="list-style-type: none"> 技術指針には、都道府県ごとの設定値を掲載 地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能。 							
建物解体率	全壊	—	0.75		1.00		0.5			
	半壊※	—	0.25		0.25		0.1			
片付けごみ 及び公物等 発生原単位	全壊棟数	トン/棟	53.5		82.5		30.3		164	

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

【参考】災害廃棄物発生量の推計状況

災害廃棄物発生量の算定において、被害棟数の見込みは大事な点であるが、発災当初では十分なデータが得られなかった

【能登半島地震における対応】

R6.1時点では奥能登地域の被災状況が未確定（被害数量が増加中）であったため、被害報を用いるのは難しかった。

→ 一部地域を除き、文部科学省 防災科研の被害予測データを利用
かほく市、内灘町：応急危険度判定データを利用
能美市、小松市、加賀市、川北町：被害報データを利用

応急危険度判定データを利用した理由

かほく市、内灘町では液状化現象による被害が大きかったが、防災科研の被害予測では、そのような場合の被害が過小評価されたため。

【参考】災害廃棄物発生量の推計状況

発災当初における災害廃棄物発生量の算定においては以下のような状況であったため、市町ごとに採用データを分けた。

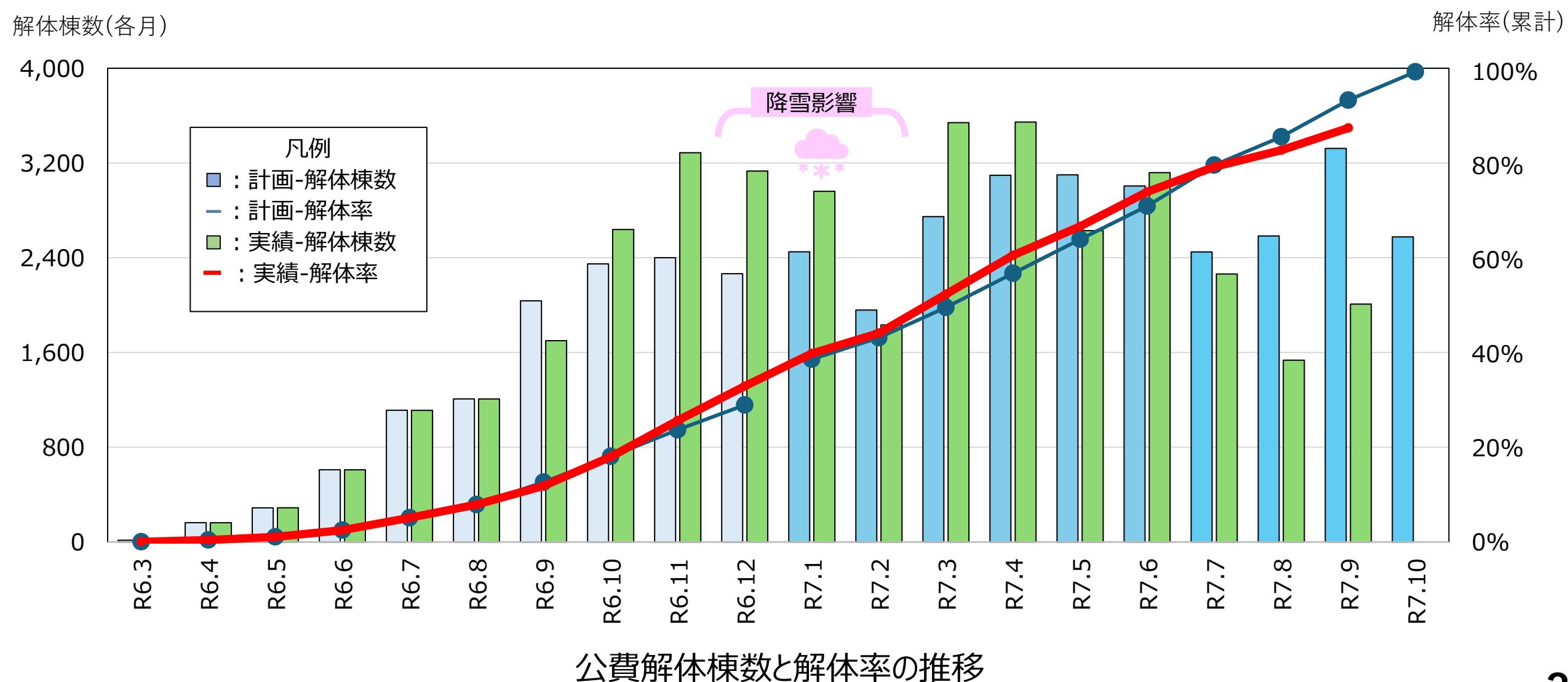
	防災科研データ (R6.1~2)		実行計画策定時被害報 (R6.1.29)		応急危険度判定結果 (R6.1.4~1.21実施)			発生量推計時 (R6.1末データを利用)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	赤	黄	緑	全壊	半壊
珠洲市	5,653	5,287	4,852 (一部損壊含む)		2,686	1,168	746	5,653	5,287
輪島市	2,837	5,825	1,886 (一部損壊含む)		4,559	2,345	1,675	2,837	5,825
能登町	2,494	3,551	5,000 (一部損壊含む)		744	741	974	2,494	3,551
穴水町	2,404	2,749	2,863 (一部損壊含む)		2,310	1,850	2,190	2,404	2,749
七尾市	3,366	6,944	10,551 (一部損壊含む)		682	444	420	3,366	6,944
志賀町	2,037	2,962	4,524 (一部損壊含む)		416	319	260	2,037	2,962
中能登町	245	2,075	2,078 (一部損壊含む)		451	952	2,045	245	2,075
羽咋市	63	786	1,855 (一部損壊含む)		139	268	342	63	786
宝達志水町	1	45	763 (一部損壊含む)		62	44	88	1	45
かほく市	0	22	1,035 (一部損壊含む)		134	223	644	134	223
津幡町	0	1	1,175 (一部損壊含む)					0	1
内灘町	0	0	1,372 (一部損壊含む)		432	436	811	432	436
金沢市	0	25	3,626 (一部損壊含む)					0	25
野々市市	0	0	0	0				0	0
白山市	0	7	0	0				0	7
川北町	0	0	0	0				0	0
能美市	2	80	1	7				1	7
小松市	22	612	1	31				1	31
加賀市	0	25	6	16				6	16
計	19,124	30,996	8	54	12,615	8,790	10,195	19,674	30,970

公費解体の進捗状況

公費解体については、解体申請数の増加もあったことから、解体の人員を増やすなどしながら、令和7年10月の解体完了という目標に向け実施してきたところ。

令和7年10月末時点では、40,056棟の解体が完了し、解体見込棟数である42,162棟（別管理建物を除く）の約95%まで解体が行われた。

なお、引き続き残りの解体を進めていく予定。



今後の公費解体の見込みについて

- 現状の解体ペースを維持すれば、**10月末の解体率は、県全体で93～95%**（公費解体加速化プランで設定した10月末での**解体完了目標をおおむね達成の見込**）
- 一方、解体完了が**11月以降にずれ込む建物は、別管理建物を除き、2,000～3,000棟**となる見込
- 11月以降も、できるだけ早期に解体を完了するとともに、令和8年3月末の災害廃棄物の処理完了を目標として、**工程管理会議などを通して、引き続き、市町を支援していく**

【公費解体が工事完了目標である10月末をずれ込む理由】

- 申請期限を最も遅く設定したことで公費解体の体制整備が遅れたこと ➤ 専門コンサルタント、解体班の体制を強化して対応
➤ 駆け込み申請が多かったこと など

県内各市町の公費解体の
状況と解体率の状況
(R7.9末時点)

市町	災害区分	解体見込棟数 (R7.7加速化プラン) A	申請棟数 B	完了棟数 C	別管理建物数 D	解体率 (見込棟数ベース) C/(A-D)	解体率 (申請棟数ベース) C/(B-D)
珠洲市	地震	8,499	8,507	7,825	171	94.0%	93.9%
	水害	57	57	45	5	86.5%	86.5%
輪島市	地震	12,808	12,461	10,741	670	88.5%	91.1%
	水害	217	214	77	0	35.5%	36.0%
能登町	地震	4,456	4,474	3,867	10	87.0%	86.6%
	水害	18	18	18	0	100.0%	100.0%
穴水町	地震	2,819	2,795	2,698	27	96.6%	97.5%
七尾市	地震	7,500	7,154	4,883	674	71.5%	75.4%
志賀町	地震	5,104	4,931	4,436	424	94.8%	98.4%
上記以外 の市町	地震	3,767	3,747	3,134	267	89.5%	90.1%
計	地震	44,953	44,069	37,584	2,243	88.0%	89.9%
	水害	292	289	140	5	48.8%	49.3%

申請棟数が固まっていない
地域もあるため、見込棟数
ベース及び申請棟数ベース
で算定している

令和6年能登半島地震における 災害報告書の作成について

石川県内各市町での災害報告書の作成について

災害関係業務事務処理マニュアルの災害等報告書の作成方法 に留意して作成（例示はあるが任意様式での作成）

【本県の場合】

令和4年度に豪雨災害、令和5年度には地震、豪雨災害が発生し、災害廃棄物処理等に関する災害報告書を作成してきたことから、報告書のベースがあつたため、それらを基に、**被災各市町にひな形を提示**し、報告書作成を依頼した。（施設復旧に係る部分は個別対応）

令和4年度 災害報告書作成

白山市、能美市、小松市
羽咋市、志賀町

- ・ 豪雨災害により発生した片付け・解体ごみの処理
- ・ 豪雨災害により海上に流出し、海岸に漂着したごみの処理



令和5年度 災害報告書作成

珠洲市、奥能登クリーン組合
津幡町、河北郡市広域事務組合

- ・ 地震により発生した片付け・解体ごみの凄理
- ・ 豪雨災害により発生した片付け・解体ごみの凄理



災害報告書の資料構成

災害報告書に関する資料の構成は以下のとおり

災害報告書については、報告書（災害関係業務事務処理マニュアルP57～61参照）のほか、報告に必要な添付書類（気象データ、写真、地図、事業費算出内訳の根拠資料、その他）を作成することになっている。

今回、県内各市町等が作成する令和6年能登半島地震の災害報告書（災害廃棄物処理関係）については、定型の様式の記入例の他、事業費算出内訳の根拠資料（添付資料3及び4）について、統一的な様式（Excelシート）を示し、基本的には同じ様式のもので作成するよう依頼した。

災害報告書の構成

申請書	シート名
申請書	申請書
事業費算出内訳	事業費算出内訳
事業スケジュール	スケジュール
添付資料1（気象データ）	別ファイル※1
添付資料2（行政区域図及び被災写真等）	別ファイル※2
添付資料3（災害廃棄物の処理フロー及び発生量の推計資料）	添付3-1～添付3-10
添付資料4（事業費算出内訳の根拠資料）	添付4-総-1～添付4-総-5
添付資料4-1（事業費算出内訳の根拠資料（会計証憑））	添付4-1
その他	

災害報告書の資料構成

災害報告書の構成 (県が提示したひな形の詳細)

申請書	シート名
添付資料3 (災害廃棄物の処理フロー及び発生量の推計資料)	
災害廃棄物の処理フロー (片付けごみ等)	添付3-1
災害廃棄物の処理フロー (し尿)	添付3-2
災害廃棄物の処理フロー (公費解体 (緊急随契))	添付3-3
災害廃棄物の処理フロー (公費解体 (申請受付))	添付3-4
災害廃棄物の処理フロー (公費解体 (費用償還))	添付3-5
災害廃棄物発生量の推計資料 (一覧)	添付3-6
災害廃棄物発生量の推計資料 (片付けごみ等)	添付3-7
災害廃棄物発生量の推計資料 (し尿)	添付3-8
災害廃棄物発生量の推計資料 (公費解体 (緊急随契))	添付3-9
災害廃棄物発生量の推計資料 (公費解体 (申請受付・費用償還))	添付3-10
添付資料4 (事業費算出内訳の根拠資料)	
事業費算出内訳の根拠資料 (一覧)	添付4-総-1
事業費算出内訳の根拠資料 (片付けごみ等)	添付4-総-2
事業費算出内訳の根拠資料 (し尿)	添付4-総-3
事業費算出内訳の根拠資料 (公費解体 (緊急随契))	添付4-総-4
事業費算出内訳の根拠資料 (公費解体 (申請受付・費用償還))	添付4-総-5

災害報告書のひな型

災害報告書 様式第1号 と 別紙

ベースとなる資料（添付資料4）をもとに自動計算される

(様式第1号)

○○ 第 ○ ○ 号
令和6年○月○○日

環境大臣 殿

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和6年能登半島地震により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1 災害等の概況

石川県能登地方では、平成30年頃から地震回数が増加傾向にあり、令和2年12月から地震活動が活発になり、令和3年7月頃からさらに活発になっていた。令和5年5月5日にはマグニチュード(M) 6.5の地震（最大震度6強）が発生し、以降、地震活動がさらに活発になっていたが、時間の経過とともに地震の発生数は減少していた。

このような中、令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ16kmでM7.6の地震（最大震度7）が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測し、甚大な被害が発生した。また、能登地方で大津波警報が発表され、珠洲市や能登町で4m以上の津波浸水高を観測するなど、能登半島の広い地域で津波による浸水が認められた。

今般のような非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨とし、円滑かつ迅速に処理する必要があることから、環境省災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、災害等廃棄物処理事業を実施する。

2 全般的被害状況

市町名	人 的 被 害			住 家 の 被 害								備考	
	死者	行方不明	負傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	床上浸水	床下浸水	漂着ごみ	被害	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	m ³	非住家被害	
												全壊 戸	
												半壊 戸	

3 事業主体名 ○○市町

4 事業区分 ごみ処理・し尿処理

提出時点の被害報等のデータを入力

5 事業費見積額 0円

6 事業費算出内訳 別紙のとおり

7 添付資料

- (1) 気象データ
- (2) 行政区域図及び被災写真等
- (3) 災害廃棄物の処理フロー及び発生量の推計資料
- (4) 事業費算出内訳の根拠資料

(本県責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- 1 責任者の所属部署・職名・氏名 ○○市町○○部○○課 課長 ○○ ○○
- 2 担当者の所属部署・職名・氏名 ○○市町○○部○○課 ○○ ○○ ○○
- 3 連絡先（電話番号・電子メールアドレス） Tel: ○○-○○-○○ E-mail ○○@○○

(別紙)

事 業 費 算 出 内 許						積 算 内 計
事業区分	費用区分	員数	単価	金額	内訳	内訳
ごみ処理	(直営分) 手数料	一式	円	0	添付資料4-1 家電リサイクル法対象品再商品化手数料 (一財) 家電製品協会	
	(委託分) 委託料	一式	円	0	添付資料4-2 ※当該経費を除く（かかり増し経費に計上） ・片付けごみ等（仮置場受入） ・片付けごみ等（収集・処分） ・公費解体（仮置場運営） ・公費解体（解体廃棄物処分） 計 (一社) 石川県産業資源循環協会	
	手数料	一式	円	0	添付資料4-3 公費解体（解体廃棄物処分） ○○市町他	
	委託料	一式	円	0	生活ごみ（かかり増し経費） ・添付資料4-2 [再掲] 片付けごみ等（収集・処分） (一社) 石川県産業資源循環協会	
	手数料	一式	円	0	・添付資料4-4 片付けごみ等（収集） ○○他	
	委託料	一式	円	0	・添付資料4-5 片付けごみ等（処分） ○○他 ・通常時の収集・処分等	
	手数料	一式	円	0	添付資料4-6 片付けごみ等（減免受入） ○○	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-7 し尿（収集） ○○他	
	手数料	一式	円	0	添付資料4-8 し尿（処分） ○○他	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-9 公費解体 緊急随契分（解体工事等） ○○他	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-10 公費解体 申請受付分（解体工事等） (一社) 石川県構造物解体協会	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-11 公費解体（審査・立会・費用算定等） (一社) 日本補償コンサルタント復興支援協会	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-12 公費解体（マネージメントコンサルタント） ○○	
	委託料	一式	円	0	添付資料4-13 公費解体（仮置場原状復旧） (一社) 石川県産業資源循環協会	
	合 計		円	0		

(注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合の未託事業について職員の超過勤務手当等の人事費は含まれないものであること。
2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

災害報告書のひな型

事業スケジュール

各市町の想定するスケジュールを適宜作成

災害等廃棄物処理事業スケジュール

災害報告書のひな型

事業スケジュール

区分		実施	R5				
共通避難所ごみ・片付けごみ等し尿	罹災証明書		○○市町	1月	2月	3月	4月
	仮置場運営（片付けごみ）	産資協等					
	収集・処分	産資協					
	減免受入	○○市町					
	収集・処分	保全協等					
	緊急解体	解体協					
公費解体	緊急解体	解体協					
	申請受付（公費解体）	○○市町					
	申請受付（費用償還）	○○市町					
	審査・立会・費用算定等	補償コン					
	解体工事	解体協					
	仮置場運営（解体廃棄物）	産資協					
	解体廃棄物処分	産資協					
	交付申請	○○市町					
	災害補助金	○○市町					

↓

緊急解体	解体協	
申請受付（公費解体）	○○市町	
申請受付（費用償還）	○○市町	
審査・立会・費用算定等	補償コン	
解体工事	解体協	
仮置場運営（解体廃棄物）	産資協	
解体廃棄物処分	産資協	
交付申請	○○市町	
災害補助金	○○市町	
請求	○○市町	

災害報告書のひな型

処理フローのひな型（例：片付けごみ等）

災害廃棄物の処理フロー 片付けごみ等

片付けごみ

生活ごみ（かかり増し分）

可燃物（畳、スプリング入りマットレス除く）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

可燃物（畳）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

可燃物（スプリング入りマットレス）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

木くず（柱角材）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

木くず（柱角材以外）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

産業資源循環協会、一般廃棄物

処分先

○○など○者（事業者名や一廃処理施設名）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

○○など○者（事業者名や一廃処理施設名）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

○○など○者（事業者名や一廃処理施設名）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

○○など○者（事業者名や一廃処理施設名）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

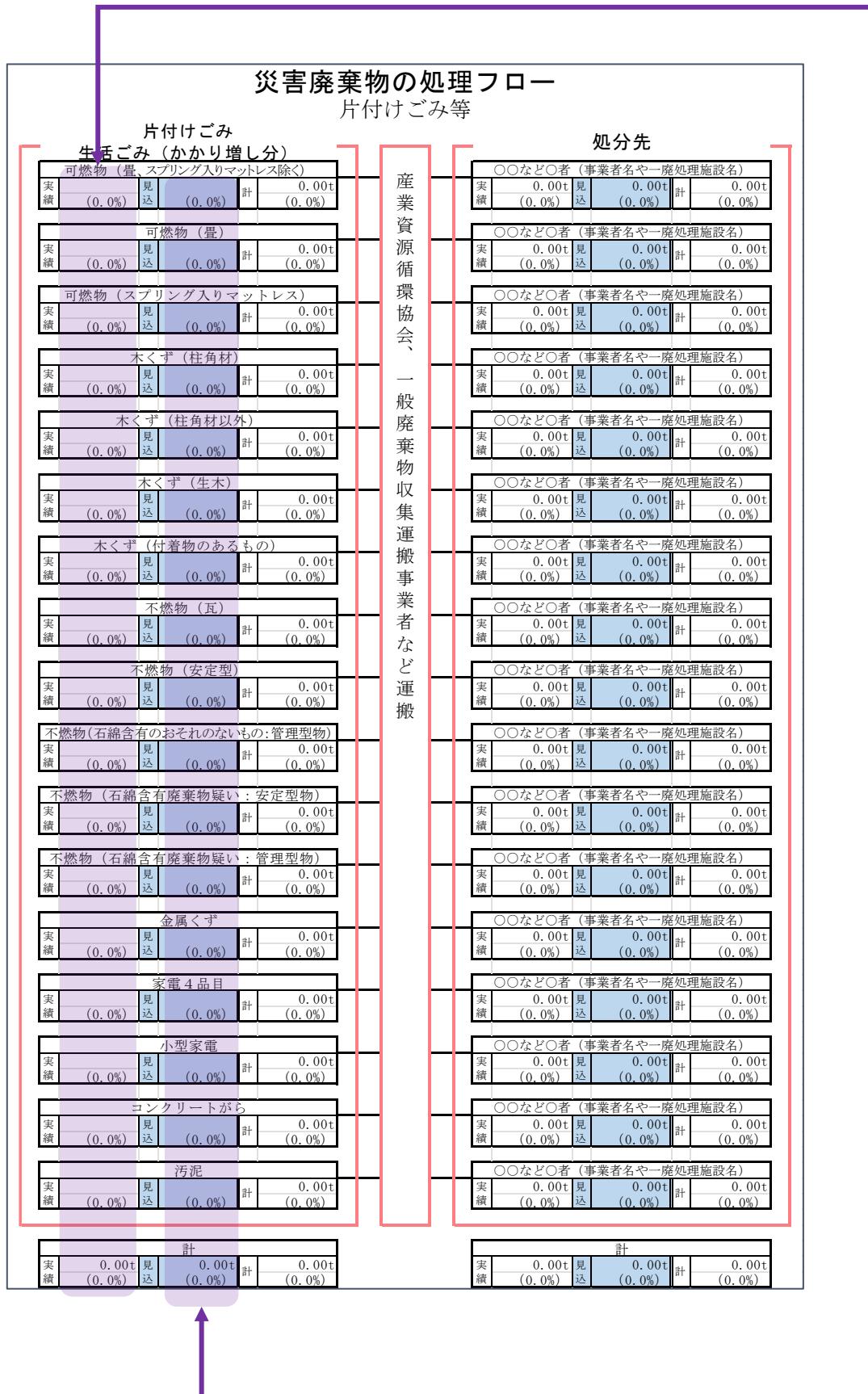
○○など○者（事業者名や一廃処理施設名）				
実績	見込	計	0.00t (0.0%)	

左側に各品目ごとの発生量（見込）、右側に処分先と処分量を記入する形式とした。

（なお、一部の項目については、別シートで算定した結果が示されるようにしている）

災害報告書のひな型

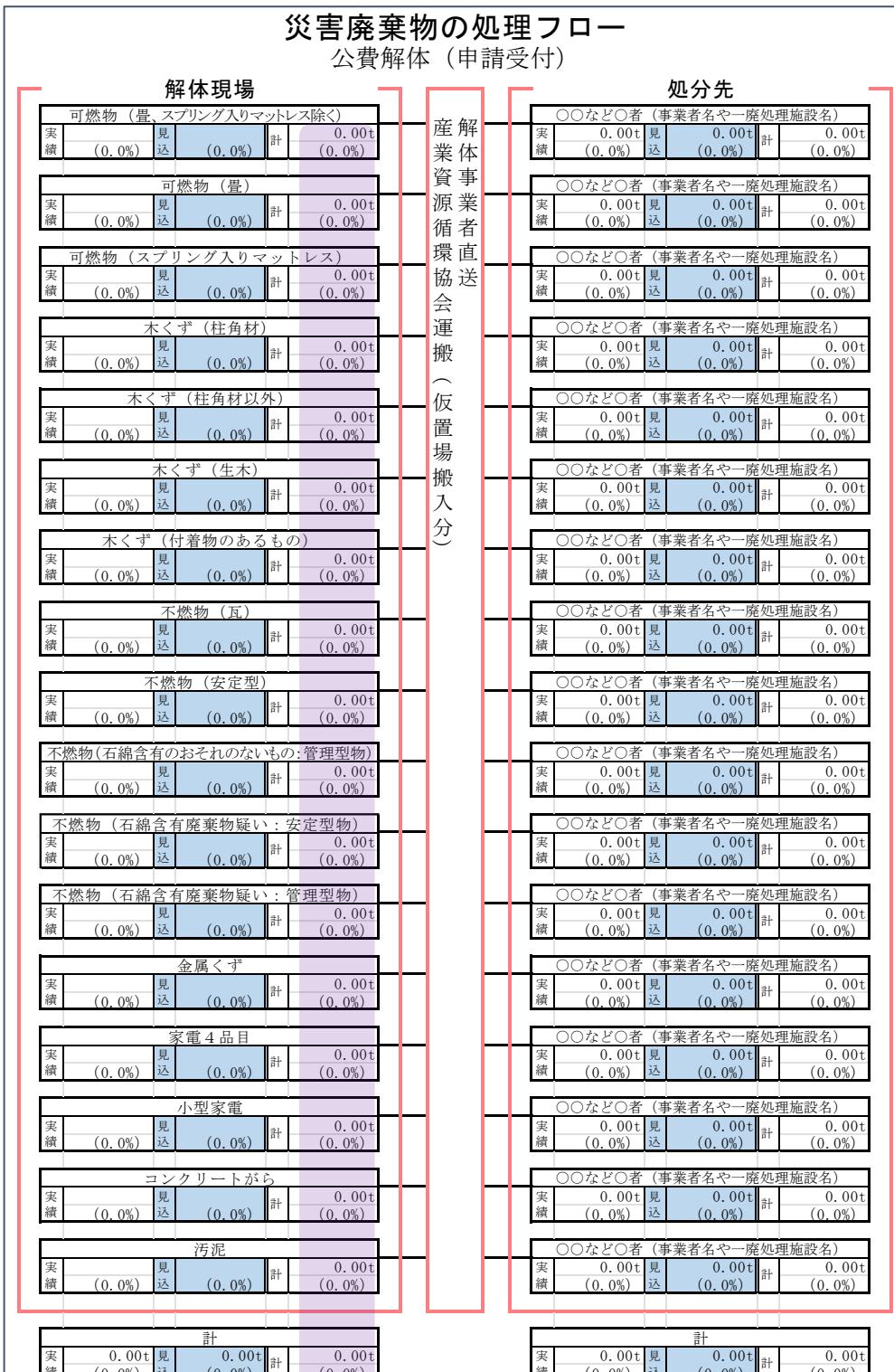
処理フロー（片付けごみ）



品目ごとの実績量、見込量を入力すると
フロー図に反映される

災害報告書のひな型

処理フロー（公費解体：申請受付）



災害廃棄物発生量の推計資料

公費解体（申請受付・費用償還）

1 被害家屋等の棟数

- ・災害（被災）証明書は、現在も再調査等が続いているため、公費解体の棟数は今後も増える可能性がある
- ・6月以降の毎月の発行件数は、5月の前月比と同様に推移すると仮定して推計□

月	住家			非住家			総計		
	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
1月			0			0			
2月	(0.0%)	(0.0%)	0	(0.0%)	(0.0%)	0			
3月	(0.0%)	(0.0%)	0	(0.0%)	(0.0%)	0			
4月	(0.0%)	(0.0%)	0	(0.0%)	(0.0%)	0			
5月	(0.0%)	(0.0%)	0	(0.0%)	(0.0%)	0			
6月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
7月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
8月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
9月									
10月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
11月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
12月	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

↑ 実績
↓ 見込

実績棟数

見込棟数

2 災害廃棄物発生量

環境省 災害廃棄物対策指針・技術資料14-2（災害廃棄物の発生量の推計方法）に基づき推計

自動計算

リンク

$$Y1 + Y2 = \boxed{0t}$$

Y1 解体建物に伴い発生する災害廃棄物量（全壊）

$$Y1 (\text{全壊}) = (X1 + X2) \times a \times b1$$

自動計算	0棟	0棟	0.0t/棟	75.0%
------	----	----	--------	-------

Y1 解体建物に伴い発生する災害廃棄物量（半壊）

$$Y1 (\text{半壊}) = (X3 + X4) \times a \times b2$$

自動計算	0棟	0棟	0.0t/棟	25.0%
------	----	----	--------	-------

a 災害廃棄物発生原単位

$$a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$$

0.0t/棟	0.0m ² /棟	0.5t/m ²	95.8%	0.0m ² /棟	1.2t/m ²	4.2%
--------	----------------------	---------------------	-------	----------------------	---------------------	------

市町名

X1 全壊（住家）

0棟

各市町が把握している被害棟数

X2 全壊（非住家）

0棟

各市町が把握している被害棟数

X3 半壊（住家）

0棟

各市町が把握している被害棟数

X4 半壊（非住家）

0棟

各市町が把握している被害棟数

b1 全壊建物解体率

75%

環境省技術資料14-2指定係数

b2 半壊建物解体率

25%

環境省技術資料14-2指定係数

A1 木造延床面積

0.00延m²/棟

R4固定資産の価格等の概要調書（木造・総数）

a1 木造建物発生原単位

0.5t/m²

環境省技術資料14-2指定係数

r1 解体棟数の構造内訳（木造）

95.8%

環境省技術資料14-2指定係数

A2 非木造延床面積

0.00延m²/棟

R4固定資産の価格等の概要調書（木造以外・総数）

a2 非木造建物発生原単位

1.2t/m²

環境省技術資料14-2指定係数

r2 解体棟数の構造内訳（非木造）

4.2%

環境省技術資料14-2指定係数

各種定数、解体の実績数・見込数を 入力することで、廃棄物種離別の発生量が算定され、フローに反映される

3 品目別解体廃棄物発生量（見込）

災害廃棄物発生量にR5奥能登地震（珠洲市）の組成割合を乗じて品目別の発生量を推計

品目	組成割合	発生量
可燃物(畳、スプリング入りマットレス除く)		0.00t
可燃物(畳)		0.00t
可燃物(スプリング入りマットレス)		0.00t
木くず(柱角材)		0.00t
木くず(柱角材以外)		0.00t
木くず(生木)		0.00t
木くず(付着物のあるもの)		0.00t
不燃物(瓦)		0.00t
不燃物(安定型)		0.00t
不燃物(石綿含有のおそれのないもの:管理型物)		0.00t
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:安定型物)		0.00t
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:管理型物)		0.00t
金属くず		0.00t
家電 4 品目		0.00t
小型家電		0.00t
コンクリートがら		0.00t
計		0.00t

特定家電品目	台数/棟 A	全壊解体棟数 B	半壊解体棟数 C	A× 台数 (B+C)
エアコン	2,453台	0棟	0棟	0台
テレビ	2,384台	0棟	0棟	0台
冷蔵庫・冷凍庫	1,256台	0棟	0棟	0台
洗濯機・衣類乾燥機	1,091台	0棟	0棟	0台
エアコン	0台	0棟	0棟	0台
テレビ	0台	0棟	0棟	0台
冷蔵庫・冷凍庫	1台	0棟	0棟	0台
洗濯機・衣類乾燥機	1台	0棟	0棟	0台
計		0棟	0棟	0台

※1 住家の「台数/棟」は、内閣府家電保有台数調査（平成16年3月）に基づく

※2 解体棟数は、被害棟数に解体率を乗じた棟数

災害報告書のひな型

事業費算出の根拠資料（片付けごみ等）

事業費算出内訳の根拠資料 片付けごみ等								
支払先 産業資源循環協会								
1 片付けごみ（仮置場受入）（添付資料4-2）								
(1) 仮置場運営								
仮置場運営 = 実績 + 見込								
<table border="1"> <tr> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> </tr> </table>					0円			0円
0円			0円					
収集運搬	摘要	単価(A)	単位	数量(B)				
	特殊車両8t未満 (○○kmまで)		円/車		0円			
	特殊車両8t以上16t未満 (○○kmまで)		円/車		0円			
	特殊車両16t以上 (○○kmまで)		円/車		0円			
	セミトレーラ・フルトレーラ (○○kmまで)		円/車		0円			
	統括責任者		円/人日		0円			
	オペレーター		円/人日		0円			
	作業員		円/人日		0円			
	運転手		円/人日		0円			
	交通誘導員		円/人日		0円			
環境整備費	看板移設		式		0円			
	事務所建物移設		回		0円			
	事務所建物設置		式		0円			
	事務所用品（増設分）		式		0円			
	空調機		シーズン		0円			
	暖房機（ファンヒーター）		シーズン		0円			
	発電機（増設）		台		0円			
リース料	敷鉄板敷設		式		0円			
	事務所建物		月		0円			
	事務所用品類		月		0円			
	仮設トイレ		月		0円			
	発電機		台・月		0円			
	敷鉄板	入力	日	入力	自動計算			
重機使用料	仮囲い		月		0円			
	0.25m ³ つかみ機		円/台日		0円			
	0.45m ³ つかみ機		円/台日		0円			
	0.70m ³ つかみ機		円/台日		0円			
	0.25m ³ バックホー		円/台日		0円			
	0.45m ³ バックホー		円/台日		0円			
	0.70m ³ バックホー		円/台日		0円			
	2.5t未満フォークリフト		円/台日		0円			
	2.5t以上フォークリフト		円/台日		0円			
	0.50m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円			
0.50m ³ 以上1.20m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円				
1.20m ³ 以上タイヤショベル		円/台日		0円				
特殊車両8t未満		円/台日		0円				
特殊車両8t以上		円/台日		0円				
セミトレーラ、フルトレーラ		円/台日		0円				
コンテナ(20m ³ ～)		円/台日		0円				
コンテナ(8～15m ³)		円/台日		0円				
コンテナ(4～6m ³)		円/台日		0円				
産廃ボックス(2～4m ³)		円/台日		0円				
諸経費（人件費+環境整備費+重機使用料）				0円				
計(税抜)				0円				
消費税額				0円				
計(税込)				0円				

(2) 片付けごみ処分費			
片付けごみ処分費 = 実績 + 見込			
0円		0円	
品目	発生量(A)	単価(B)	金額(A×B)
可燃物(畳、スプリング入りマットレス除く)			0円
可燃物(畳)			0円
可燃物(スプリング入りマットレス)			0円
木くず(柱角材)			0円
木くず(柱角材以外)			0円
木くず(生木)			0円
木くず(付着物のあるもの)			0円
不燃物(瓦)	入力	入力	(自動計算)
不燃物(安定型)	入力	入力	(自動計算)
不燃物(石綿含有のおそれのないもの:管理型物)			
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:安定型物)			
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:管理型物)			
金属くず			0円
家電4品目			0円
小型家電			0円
コンクリートがら			0円
計(税抜)	0.00t		0円
消費税額			0円
計(税込)			0円

計(1)～(2)
0円

仮置場運営費 = 実績 (+ 見込) 数量 × 契約単価

処分費 = 発生品目別廃棄物の量 × 処分単価 の総和

で算定している

災害報告書のひな型

事業費算出の根拠資料（片付けごみ等）

事業費算出内訳の根拠資料 片付けごみ等

2 生活ごみ（かかり増し経費）（添付資料4-2、4-4、4-5）

- 通常時の一般廃棄物処理施設が被災して処理できなくなり、生活ごみを別途委託して処理したことから、一般廃棄物の処理に要する経費にかかり増し経費が発生
- 通常時（前年度）と災害時における一般廃棄物の収集運搬費と処分費の差額をかかり増し経費として算出
- 6月以降の経費は、施設が復旧するまで一定の生活ごみの排出が見込まれることから、5月までの平均値により推移すると仮定して推計

単位：円

月	通常時（前年度）A			計
	収集	処分		
1月				0
2月				0
3月				0
4月				0
5月				0
6月				0
7月		入力		0
8月				0
9月				0
10月				0
11月				0
12月				0
計(税抜)	0	0		0
消費税額	0	自動計算	0	0
計(税込)	0		0	0

処分：一般廃棄物処理施設の稼働に直接必要となる委託費、医薬材料費、燃料代、光热水費等

単位：円

月	災害時 B						計	
	通常時の事業者		通常時と別事業者に委託					
	収集	処分	収集・処分 添付資料4-2	収集 添付資料4-4	処分 添付資料4-5			
1月							0	
2月							0	
3月							0	
4月							0	
5月							0	
↑ 実績 ↓ 見込								
6月	0	0	入力	0	0	0	0	
7月	0	0	0	0	0	0	0	
8月	0	0	0	0	0	0	0	
9月	0	0	0	0	0	0	0	
10月	0	0	0	0	0	0	0	
11月	0	0	0	0	0	0	0	
12月	0	0	0	0	0	0	0	
計(税抜)	0	0	0	0	0	0	0	
消費税額	0	0	自動計算	0	0	0	0	
計(税込)	0	0	0	0	0	0	0	

支払先（災害時）：収集・処分（添付資料4-2）（一社）石川県産業資源循環協会

収集（添付資料4-4） ○○など○者

処分（添付資料4-5） ○○など○者

かかり増し経費（B - A）

自動計算

事業費算出内訳の根拠資料 片付けごみ等

3 片付けごみ（減免受入）（添付資料4-6）

品目	区分	数量	単価	金額
可燃物（※1）焼却				
実績		0kg	基本額 50kgまで 0円 加算額 10kgごと 0円	0円
		0kg	基本額 50kgまで 0円 加算額 10kgごと 0円	0円
不燃物（※2）破碎				
実績		0kg	基本額 50kgまで 0円 加算額 10kgごと 0円	0円
		0kg	基本額 50kgまで 0円 加算額 10kgごと 0円	0円
計				

※1 畳、スプリング入りマットレス除く

※ 単価は、〇〇条例第〇条に基づく

※2 瓦・安定型を除く、石綿含有のおそれのないもの

かかり増し経費 = 実績（月額）の総和

減免受入 = 受入量（見込み含む）× 単価の総和

で算定している

災害報告書のひな型

事業費算出の根拠資料（公費解体 その1）

事業費算出内訳の根拠資料
公費解体（申請受付・費用償還）

1 解体工事等（添付資料4-10）
(1) 解体費・運搬費（基礎含む）

木造建物	=	(解体費 + 運搬費 + 基礎解体費 + 基礎運搬費) × 税率																																																																																																																														
0円	0円	自動計算	0円	0円	1.1	・全壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	75.0%	95.8%	・半壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	25.0%	95.8%	・全壊延床	=	全壊解体数 × 1棟延床	・半壊延床 = 半壊解体数 × 1棟延床	0.00延m ²	0棟	0.00延m ² /棟	0.00延m ²	・解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	入力	・運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²		・基礎解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		・基礎運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		※ 運搬費（仮置場まで）は使用頻度が高いと思われる4tダンプ、片道30km・往復60kmを想定					非木造建物	=	(解体費 + 運搬費 + 基礎解体費 + 基礎運搬費) × 税率	0円	0円	自動計算	0円	0円	1.1	・全壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	75.0%	4.2%	・半壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	25.0%	4.2%	・全壊延床	=	全壊解体数 × 1棟延床	・半壊延床 = 半壊解体数 × 1棟延床	0.00延m ²	0棟	0.00延m ² /棟	0.00延m ²	・解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	入力	・運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²		・基礎解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		・基礎運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		※ 運搬費（仮置場まで）は使用頻度が高いと思われる4tダンプ、片道30km・往復60kmを想定				
0円	0円	1.1																																																																																																																														
・全壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳																																																																																																																														
0棟	0棟	75.0%	95.8%																																																																																																																													
・半壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳																																																																																																																														
0棟	0棟	25.0%	95.8%																																																																																																																													
・全壊延床	=	全壊解体数 × 1棟延床	・半壊延床 = 半壊解体数 × 1棟延床																																																																																																																													
0.00延m ²	0棟	0.00延m ² /棟	0.00延m ²																																																																																																																													
・解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 解体単価																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	入力																																																																																																																													
・運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 運搬単価 ※																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²																																																																																																																														
・基礎解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎解体単価																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2																																																																																																																													
・基礎運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎運搬単価 ※																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2																																																																																																																													
※ 運搬費（仮置場まで）は使用頻度が高いと思われる4tダンプ、片道30km・往復60kmを想定																																																																																																																																
非木造建物	=	(解体費 + 運搬費 + 基礎解体費 + 基礎運搬費) × 税率																																																																																																																														
0円	0円	自動計算	0円	0円	1.1	・全壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	75.0%	4.2%	・半壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳	0棟	0棟	25.0%	4.2%	・全壊延床	=	全壊解体数 × 1棟延床	・半壊延床 = 半壊解体数 × 1棟延床	0.00延m ²	0棟	0.00延m ² /棟	0.00延m ²	・解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	入力	・運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²		・基礎解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎解体単価	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		・基礎運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎運搬単価 ※	0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2		※ 運搬費（仮置場まで）は使用頻度が高いと思われる4tダンプ、片道30km・往復60kmを想定																																																																						
0円	0円	1.1																																																																																																																														
・全壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳																																																																																																																														
0棟	0棟	75.0%	4.2%																																																																																																																													
・半壊解体数	=	(住家 + 非住家) × 解体率 × 構造内訳																																																																																																																														
0棟	0棟	25.0%	4.2%																																																																																																																													
・全壊延床	=	全壊解体数 × 1棟延床	・半壊延床 = 半壊解体数 × 1棟延床																																																																																																																													
0.00延m ²	0棟	0.00延m ² /棟	0.00延m ²																																																																																																																													
・解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 解体単価																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	入力																																																																																																																													
・運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) × 運搬単価 ※																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²																																																																																																																														
・基礎解体費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎解体単価																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2																																																																																																																													
・基礎運搬費	=	(全壊延床 + 半壊延床) ÷ 2階建と想定 × 基礎運搬単価 ※																																																																																																																														
0円	0.00延m ²	0.00延m ²	2																																																																																																																													
※ 運搬費（仮置場まで）は使用頻度が高いと思われる4tダンプ、片道30km・往復60kmを想定																																																																																																																																

(2) 残置物撤去費

$$\text{木造残置物} = (\text{全壊解体数} + \text{半壊解体数}) \times \text{残置物計上率} \times \text{残置物撤去費} \times \text{税率}$$

$$\text{非木造残置物} = (\text{全壊解体数} + \text{半壊解体数}) \times \text{残置物計上率} \times \text{残置物撤去費} \times \text{税率}$$

(3) アスベスト事前調査費

入力

$$\text{木造アスベスト} = (\text{全壊解体数} + \text{半壊解体数}) \times \text{アスベスト単価} \times \text{税率}$$

$$\text{非木造アスベスト} = (\text{全壊解体数} + \text{半壊解体数}) \times \text{アスベスト単価} \times \text{税率}$$

計 (1) ~ (3)

自動計算

解体費※ = 延べ床面積 × 解体単価

輸送費※ = 延べ床面積 × 輸送単価

残置物撤去費

= 解体棟数 × 残置物計量率 × 残置物撤去費

アスベスト事前調査費

= 解体棟数 × アスベスト事前調査費単価

で算定し、合計額を示している

※ 基礎解体費は1階床面積で算定

解体数 = 被災家屋数 × 解体率 × 構造内訳率 の総和

延べ床面積 = 1棟当たりの延べ床面積（平均）× 解体棟数

災害報告書のひな型

事業費算出の根拠資料（公費解体 その2）

事業費算出内訳の根拠資料 公費解体（申請受付・費用償還）			
2 解体廃棄物処分費等（添付書類4-2）			
(1) 解体廃棄物処分費（事業者処分場搬入分）			
品目	発生量 (A)	単価 (B)	金額 (A×B)
可燃物(置、スプリング入りマットレス除く)	0.00t		0円
可燃物(置)	0.00t		0円
可燃物(スプリング入りマットレス)	0.00t		0円
木くず(柱角材)	0.00t		0円
木くず(柱角材以外)	0.00t		0円
木くず(生木)	0.00t		0円
木くず(付着物のあるもの)	0.00t		0円
不燃物(瓦)	0.00t	入力	
不燃物(安定型)	0.00t		0円
不燃物(石綿含有のおそれのないもの:管理型物)	0.00t		0円
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:安定型物)	0.00t		0円
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:管理型物)	0.00t		0円
金属くず	0.00t		0円
家電4品目	0.00t		0円
小型家電	0.00t		0円
コンクリートがら	0.00t		0円
計(税抜)	0.00t	自動計算	0円
消費税額			
計(税込)		自動計算	0円
(2) 解体廃棄物処分費（市町・一部事務組合処分場搬入分）			
品目	発生量 (A)	単価 (B)	金額 (A×B)
			0円
			0円
計(税抜)	0.00t	自動計算	0円
消費税額			
計(税込)		自動計算	0円
3 特定家電（家電リサイクル法対象品再商品化手数料）（添付資料4-1）			
特定家電	= 実績※ + 見込		
0円			0円
特定家電品目	台数 (A)	単価 (B)	金額 (A×B)
エアコン	0台	900円	0円
テレビ	入力	2,700円	自動計算
冷蔵庫・冷凍庫	入力	4,300円	自動計算
洗濯機・衣類乾燥機	0台	2,300円	自動計算
計(税抜)			
消費税額			
計(税込)		自動計算	0円

※実績は、片付けごみ分も含む

(3) 仮置場運営		単価 (A)	単位	数量 (B)	金額 (A×B)
収集運搬	特殊車両8t未満(○○kmまで)		円/車		0円
	特殊車両8t以上16t未満(○○kmまで)		円/車		0円
	特殊車両16t以上(○○kmまで)		円/車		0円
	セミトレーラ・フルトレーラ(○○kmまで)		円/車		0円
人件費	統括責任者		円/人日		0円
	オペレーター		円/人日		0円
	作業員		円/人日		0円
	運転手		円/人日		0円
環境整備費	交通誘導員		円/人日		0円
	設置	看板移設	式		0円
	・	事務所建物移設	回		0円
	整備費	事務所建物設置	式		0円
リース料	事務所用品(増設分)		式		0円
	空調機		シーズン		0円
	暖房機(ファンヒーター)		シーズン		0円
	発電機(増設)		台		0円
重機使用料	敷鉄板敷設		式		0円
	リース料	事務所建物	月		0円
	・	事務所用品類	月		0円
	仮設トイレ		月		0円
機器料	発電機		台	入力	自動計算
	敷鉄板		日	入力	自動計算
	仮囲い		月		0円
	重機	0.25m ³ つかみ機	円/台日		0円
機器料	0.45m ³ つかみ機		円/台日		0円
	0.70m ³ つかみ機		円/台日		0円
	0.25m ³ バックホー		円/台日		0円
	0.45m ³ バックホー		円/台日		0円
機器料	0.70m ³ バックホー		円/台日		0円
	2.5t未満フォークリフト		円/台日		0円
	2.5t以上フォークリフト		円/台日		0円
	0.50m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円
機器料	0.50m ³ 以上1.20m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円
	1.20m ³ 以上タイヤショベル		円/台日		0円
	特殊車両8t未満		円/台日		0円
	特殊車両8t以上		円/台日		0円
機器料	セミトレーラ・フルトレーラ		円/台日		0円
	コンテナ(20m ³ ~)		円/台日		0円
	コンテナ(8~15m ³)		円/台日		0円
	コンテナ(4~6m ³)		円/台日		0円
機器料	産廃ボックス(2~4m ³)		円/台日		0円
	諸経費(人件費+環境整備費+重機使用料)				0円
	計(税抜)				0円
	消費税額				0円
機器料	計(税込)				0円

発生量(見込み分含む)をもとに、処分費、仮置場運営費、特定家電(手数料)を算定し、合計額を示している。

災害報告書のひな型

事業費算出の根拠資料（公費解体 その3）

事業費算出内訳の根拠資料 公費解体（申請受付・費用償還）

6 仮置場原状復旧（添付書類4-13）

(1) 仮置場復旧工事

摘要	単価(A)	単位	数量(B)	金額(A×B)
人件費		円/人日		0円
オペレーター		円/人日		0円
作業員		円/人日		0円
運転手		円/人日		0円
交通誘導員		円/人日		0円
運搬		円/車		0円
特殊車両8t未満（〇〇kmまで）		円/車		0円
特殊車両8t以上16t未満（〇〇kmまで）		円/車		0円
特殊車両16t以上（〇〇kmまで）		円/車		0円
セミトレーラ・フルトレーラ（〇〇kmまで）		円/車		0円
重機使用料		円/台日		0円
0.25m ³ つかみ機		円/台日		0円
0.45m ³ つかみ機		円/台日		0円
0.70m ³ つかみ機		円/台日		0円
0.25m ³ バックホー		円/台日		0円
0.45m ³ バックホー	入力	円/台日	入力	0円
0.70m ³ バックホー		円/台日		自動計算 0円
2.5t未満フォークリフト		円/台日		0円
2.5t以上フォークリフト		円/台日		0円
0.50m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円
0.50m ³ 以上1.20m ³ 未満タイヤショベル		円/台日		0円
1.20m ³ 以上タイヤショベル		円/台日		0円
特殊車両8t未満		円/台日		0円
特殊車両8t以上		円/台日		0円
セミトレーラ、フルトレーラ		円/台日		0円
コンテナ（20m ³ ～）		円/台日		0円
コンテナ（8～15m ³ ）		円/台日		0円
コンテナ（4～6m ³ ）		円/台日		0円
産廃ボックス（2～4m ³ ）		円/台日		0円
諸経費（人件費+環境整備費+重機使用料）				0円
計（税抜）				0円
消費税額				0円
計（税込）				0円

(2) 廃棄物処分費

品目	発生量(A)	単価(B)	金額(A×B)
不燃物(瓦)	0.00t		0円
不燃物(安定型)	0.00t		0円
不燃物(石綿含有のおそれのないもの:管理型物)	0.00t	入力	0円
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:安定型物)	0.00t	自動計算	0円
不燃物(石綿含有廃棄物疑い:管理型物)	0.00t		0円
コンクリートがら	0.00t		0円
計（税抜）	0.00t	自動計算	0円
消費税額		計算	0円
計（税込）			0円

計（1）～（2）

0円

仮置場復旧工事費

= 人件費 + 運搬費 + 重機使用料 + 諸経費

廃棄物処分費※

= 復旧時の廃棄物量 × 処分単価 の総和

で算定している

【参考】災害報告書作成時における・発生量推計方法について

能登半島地震の災害査定は、令和6年8月～令和7年1月にかけて順次実施

災害査定においても、技術資料14-2に準じて災害廃棄物の発生量を算定しているが、解体棟数の推定などについては、これまでの解体実績を基に推計を行っており、結果的に実行計画や公費解体加速化プランで算定した数量とは異なっている。

実行計画・公費解体加速化プランでの算定方法

技術資料 14-2 推計式【1】※1

$$\text{災害廃棄物全体量} = \text{解体廃棄物量} + \text{解体廃棄物以外の災害廃棄物量}$$

$$\text{解体廃棄物量} = \underline{\text{全壊被害棟数} \times \text{原単位①} \times \text{解体率}} + \underline{\text{半壊被害棟数} \times \text{原単位①} \times \text{解体率}}$$

$$\text{解体廃棄物以外の災害廃棄物量} = \text{全壊被害棟数} \times \text{原単位②}$$

災害報告書作成時に用いた算定方法

技術資料 14-2 に準拠

$$\text{災害廃棄物全体量} = \text{公費解体廃棄物量} + \text{片付けごみ等の量}$$

$$\text{解体廃棄物量} = \text{緊急解体での廃棄物量} + \text{公費解体（費用償還含む）での廃棄物量}$$

$$= \underline{\text{全壊被害棟数} \times \text{原単位①} \times \text{解体率}} + \underline{\text{半壊被害棟数} \times \text{原単位①} \times \text{解体率}}$$

$$\text{片付けごみ等の量} = \text{処理実績分} + \text{見込み量（実績を基に推計）}$$

【参考】災害報告書作成時における・発生量推計方法について

災害廃棄物発生量の算定において、実行計画等で算定した時は、被害報などをベースに被災建物棟数を推計したが、災害報告書作成時においては、り災証明の発行件(棟)数の実績を踏まえ、今後どのように推移するかを推計して、全壊棟数、半壊棟数を算定している

実行計画・公費解体加速化プラン

実行計画策定時

被害報が整理されていないため、防災科研の被害予測データを利用

→ 早期の推計であり、結果的に実際との誤差が生じた

加速化プラン策定時

解体実績を基に今後の解体棟数を推計

→ 解体率が技術指針値を上回ったため、修正が必要になった

災害報告書策定時

り災証明の発行状況を踏まえ、今後の発行見込みを推計し解体棟数を算定

→ 公費解体の申請は、一定割合で減少するとして、解体見込棟数を算定したが、実際と乖離が生じた

(駆け込み需要を見込めなかった)

申請〆切月はピーク時と同レベルの申請があつたところもある

【参考】技術指針に基づく推計について（現状との比較）①

能登半島地震における公費解体の実施状況

県内の建物数	697,594 棟	固定資産の地価等の概要調書より
県内の全壊被害棟数	16,584 棟	被害報：R7.10.31時点より推計
県内の半壊被害棟数	46,366 棟	被害報：R7.10.31時点より推計
県内の全半壊被害棟数	62,920 棟	県内にある建物の約9%に相当 (およそ 11棟に1棟の割合)
県内解体数当初予測 (全壊)	12,442 棟	技術指針14-2に基づく推計 全壊被害棟数の75%が解体する
県内の解体数当初予測 (半壊)	11,585 棟	技術指針14-2に基づく推計する 半壊被害棟数の25%が解体
県内の解体数当初予測 (合計)	24,027 棟	県内全半壊棟数の約38%を 解体する計算 県内にある建物の約3.4%に相当 (およそ 29棟に1棟の割合)
県内の公費解体申請数 (棟数ベース)	44,146 棟	R7.10.31時点 県内全半壊棟数の約70%を 解体する計算 県内にある建物の約6.3%に相当 (およそ 16棟に1棟の割合)